

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道雇用労働相談センター、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道、ジェトロ北海道などから、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】販路拡大・海外展開

●国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について	1	ジェトロ北海道 北海道
●新規輸出1万者支援プログラム	2	ジェトロ北海道 北海道経済産業局
●北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】	3	北海道
●北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について【更新】	4	北海道
●「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について	5	北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	6	北海道

【2】経営支援・ものづくり

●令和8年度事業承継支援の取組 ～北海道初、11月を「事業承継啓発月間」として新たに創設～【新規】	1	北海道経済産業局
●令和8年度ものづくり企業向け“高度化支援プログラム”を開始します【新規】	2	北海道経済産業局
○中小企業省力化投資補助金の公募を開始します【新規】	3	北海道経済産業局
○中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金 (第6次公募)の公募様式等を事前公開しました【新規】	4	北海道経済産業局
○新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の公募を開始しました【新規】	5	北海道経済産業局
●中小企業・小規模事業者・中堅企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック【更新】	6	北海道経済産業局
●中東情勢に関する情報および支援策等をまとめたポータルサイトを開設しました	7	北海道経済産業局
●「小規模企業者等設備貸与事業」について	8	中小企業総合支援センター
●「北海道よろず支援拠点 生産性向上支援センター」開設のご案内	9	中小企業総合支援センター
●「伴走型経営力強化支援事業・事業承継促進支援事業による専門家派遣」のご案内	10	中小企業総合支援センター
○中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業費補助金	11	北海道
●「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について	12	北海道
●中小企業経営相談室のご案内	13	北海道
●米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内	14	北海道
●原油価格高騰で影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内	15	北海道
●北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について	16	北海道

【3】融資

●新たな融資枠「中東情勢対策特別枠」のご案内【新規】	1	北海道
●水産物不漁に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】	2	北海道
●勤労者福祉資金のご案内	3	北海道
●コストアップに対応する融資制度のご案内	4	北海道
●北海道の中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)	5	北海道

●借入金の返済が負担となっている事業者の方へ	6	北海道
●米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内【2】-14に掲載		北海道
●原油価格高騰で影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内【2】-15に掲載		北海道
【4】雇用の確保		
●北海道雇用労働相談センターのご案内	1	北海道雇用労働相談センター
○早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）のご案内	2	北海道労働局
○産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内	3	北海道労働局
○産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内	4	北海道労働局
○キャリアアップ助成金のご案内	5	北海道労働局
○人材開発支援助成金のご案内	6	北海道労働局
○人材確保等支援助成金のご案内	7	北海道労働局
○雇用調整助成金のご案内	8	北海道労働局
●「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内	9	中小企業総合支援センター
●多様な人材の安定就業促進事業（座学と就業体験の一体的実施）に係る 研修生受け入れ企業の募集について【新規】	10	北海道
●北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて【更新】	11	北海道
●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】	12	北海道
○地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）地域活性化雇用創造プロジェクトに係る 特例支給のご案内	13	北海道
●「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内	14	北海道
●労働相談窓口のご案内	15	北海道
○【11/15まで期間延長！】人材確保奨励金・支援金（人材確保支援事業）のご案内【更新】	16	北海道
●「採用と定着の好循環をつくるセミナー」等のご案内	17	北海道
○【UIターン新規就業支援事業】 道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内	18	北海道
【5】人材育成		
●中小企業大学校旭川校 令和8年8月開講講座のご案内【更新】	1	中小企業大学校旭川校
●技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】	2	ポリテクセンター北海道
●生産性向上支援訓練のご案内【更新】	3	ポリテクセンター北海道
●「在職者職業訓練総合相談窓口」のご案内	4	北海道労働局、北海道 他
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 1 中小企業・工業高校等への実技指導	5	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 2 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設イベントへの ものづくりマイスターの派遣による実技指導	6	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 3 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信	7	北海道職業能力開発協会
●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 4 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信	8	北海道職業能力開発協会
●能力開発セミナー（8～10月開講予定）のご案内【更新】	9	北海道

○ 洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保を支援する補助金について	10	北海道
【６】イベント・セミナー		
● 2026年版中小企業白書・小規模企業白書説明会を開催します【新規】	1	北海道経済産業局
● 生産性向上超入門セミナーを開催します～ 省力化の第一歩は“業務の見える化”から ～【新規】	2	北海道経済産業局
● 道内企業のDX認定取得を支援します【新規】	3	北海道経済産業局
● 北海道雇用労働相談センター×ジェンダー・コレクティブ北海道共済セミナー 選ばれる企業になるための両立支援と離職防止策セミナー ～ 育児・介護離職ゼロを目指す組織づくり～【新規】	4	北海道雇用労働相談センター
● 「第５回 日本・モンゴルビジネスコネクト2026」が開催されます【新規】	5	JICA、北海道
● 中小企業向けセミナーを開催します！ ～ はじめの一歩を踏み出そう！利益向上や賃上げを実現する「北海道の補助金」 「生産性向上・業務改善」「社内体制整備」のイロハ～【新規】	6	北海道
【７】その他		
● 価格交渉促進月間（2026年3月）フォローアップ調査の結果を公表しました【新規】	1	北海道経済産業局
● 北海道の最低賃金	2	北海道労働局
○ 「観光地づくり加速化補助金」のご案内【更新】	3	北海道
● 国家戦略特区を活用した規制・制度改革の募集について【新規】	4	北海道

国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について

(ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク

TEL : 011-261-7434

FAX : 011-221-0973

E-mail: SAP@jetro.go.jp

URL : <https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

<ジェトロの支援メニューをメールニュースでも発信しております>

[メールニュース : https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html](https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html)

時間

9時00分～17時00分(土日・祝日を除く)

場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階(ジェトロ北海道内)

対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

<https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援

商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援

商談会やセミナーなどの情報提供

問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター(TEL:011-261-7434)

北海道総合政策部 国際局 国際課 国際企画係 (TEL:011-204-5343)

新規輸出 1 万者支援プログラム

(ジェトロ北海道・北海道経済産業局)

商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・金融機関等の協力を得て、輸出の可能性を秘めた事業者を掘り起こします。

ポータルサイトで登録した中小企業に、個別カウンセリングで最適な支援策を紹介します。

事業スキーム

経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、新たに輸出(越境 EC 含)に挑戦する事業者の掘り起こし、専門家による事前の輸出相談、輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助金紹介、輸出商社とのマッチングや EC サイト出展への支援などを一気通貫で実施します。



まずはポータルサイトでご登録ください。

ジェトロ専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

対象者	輸出に関心のある事業者
登録及び問合せ先	【登録】 新規輸出 1 万者支援プログラム ポータルサイト https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html 【問い合わせ先(ジェトロ本部)】 電話: 03-3582-4937 / 03-3582-4938 03-3582-4939 / 03-3582-4940 受付時間: 平日 9 時 ~ 12 時 / 13 時 ~ 17 時(土日、祝祭日、年末年始除く) 【ジェトロ北海道】 電話: 011-261-7434 メール: SAP@jetro.go.jp

北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3か月間、どさんこプラザ(有楽町店、札幌店、羽田空港店、あべのハルカス店、仙台店、**名古屋栄店**、**福岡店**)で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。なお、申込商品の要件等については、変更となる場合がありますので、申請前にホームページをご確認ください。

申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの)(過去に応募店舗の通常商品であったものを除く)

(1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品

(2)有楽町店、羽田空港店、あべのハルカス店、仙台店、**名古屋栄店**、**福岡店**は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(あべのハルカス店、**仙台店**は加工食品のみ)

羽田空港店は有楽町店でテスト販売が売上好調だったもののみ申し込みができます。

応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

道産品の生産・製造・加工を行っている方

自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

販売条件等

(1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%

(2)PL(製造物責任)保険に加入していること

(3)食品表示法等の表示に関する法令を遵守していること

(4)食品の場合、指定する食品検査を実施していること

(5)食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

募集期間(R8年度開催予定分)

テスト販売期間	R8 第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (R9.1～3月)
募 集 期 間	1/4～2/10 (募集は終了しました)	4/1～5/10 (募集は終了しました)	7/1～8/10	10/1～11/10

申込方法

「テスト販売申込書」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局 商工労働観光課へお申し込みください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssss/marke/103176.html>

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について【更新】

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々が、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光PRができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産、製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限ります。)

実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。
(毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台1～2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。

募集期間(R8年度開催分)

開催期間 募集期間	R8 第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (R9.1～3月)
有楽町店、札幌店 羽田空港店、 あべのハルカス店	12/10～1/10 (募集は終了しました)	3/10～4/10 (募集は終了しました)	6/10～7/10 (募集は終了しました)	9/10～10/10

申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

【用 途】

- 1 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
北海道内で生産された農林水産物
北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
 - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの
- 2 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合
海外の飲食店などでもご利用いただけます

【シンボルマークを使用いただく場合】

ご利用を希望される場合は、ホームページに掲載されている所定の様式に必要事項を記載の上、北海道総合政策部国際局国際課までお申し込みください。

シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合政策部国際局国際課

TEL 011-204-5343 / FAX 011-232-4303

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/symbolmark.html>

E-mail: somu.kokusai1@pref.hokkaido.lg.jp



問い合わせ先

総合政策部国際局国際課 (TEL:011-204-5343)

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご利用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)

・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

・輸出先国の基礎情報、マーケット情報

・輸出手続きについて ・見本市、商談会に関する情報 等

- 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省: TEL 03-6744-7185 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

ジェトロ: TEL 03-3582-5646 https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

- 酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

令和 8 年度事業承継支援の取組

～ 北海道初、11 月を「事業承継啓発月間」として新たに創設 ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今年度、北海道で初めて 11 月を「事業承継啓発月間」と位置づけ、期間中に様々な事業を実施します。道内支援機関が一体となって事業承継支援の取組を実施・広報することで、一層の機運醸成・取組促進を目指します。

あわせて、事業承継支援の裾野拡大のため、自治体や支援機関向けの支援力向上の取組を実施するとともに、地域課題解決・地域活性化に向けた事業承継支援の取組を強化します。

令和 8 年度事業承継支援の取組

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20260629/torikumi.pdf>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

電話: 011-709-2311(内線 2575)

E-mail: bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

令和 8 年度ものづくり企業向け”高度化支援プログラム”を開始します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今年度から新たに、道内ものづくり企業の成長産業への参入を推進するため、「成長機会の発見(入口)」から「市場参入(出口)」までに至る 4 つのフェーズを、一気通貫で支援する「高度化支援プログラム」を提供します。

成長産業における関連需要の拡大に伴い、中小企業においても新たな取引需要・ビジネスチャンスが拡大しつつあるため、本支援を通じて、複数の参入障壁を乗り越え飛躍的成長を促すとともに、道内ものづくり産業を中核としたサプライチェーンの裾野拡大を目指します。

半導体、航空宇宙、洋上風力等といった今後成長が見込まれる産業

令和 8 年度ものづくり企業向け高度化支援の取組

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20260629/torikumi.pdf>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課

電話:011-709-2311(内線 2571)

E-mail: bzl-hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

中小企業省力化投資補助金の公募を開始します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある製品の導入を支援する中小企業省力化投資補助金の公募を開始します。

本補助金は、IoT やロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入するカタログ注文型および、個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援する一般型により、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的としています。

概要

・カタログ注文型

IoT やロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入していただきます。

【補助上限額】

従業員数 5 人以下 500 万円(750 万円)

従業員数 6～20 人 750 万円(1,000 万円)

従業員数 21 人以上 1,000 万円(1,500 万円)

大幅な賃上げを行う場合、()内の額に補助上限を引き上げ

【補助率】 1/2 以下

【補助対象】 カタログに登録された製品等

【スケジュール】 随時受付中

・一般型

個別の現場や事業内容等に合わせたオーダーメイド設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援します。

【補助上限額】

従業員数 5 人以下 750 万円(1,000 万円)

従業員数 6～20 人 1,500 万円(2,000 万円)

従業員数 21～50 人 3,000 万円(4,000 万円)

従業員数 51～100 人 5,000 万円(6,500 万円)

従業員数 101 人以上 8,000 万円(1 億円)

大幅な賃上げを行う場合、()内の額に補助上限を引き上げ

【補助率】 中小企業 1/2、小規模・専声 2/3

【対象経費】 機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費

【スケジュール】

公募開始: 2026 年 6 月 5 日(金)

申請受付開始: 2026 年 7 月 1 日(水)

公募締切: 2026 年 7 月 31 日(金)

公募要領等

詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

< カタログ注文型 > <https://shoryokuka.smri.go.jp/download/>

< 一般型 > <https://shoryokuka.smri.go.jp/ippan/download/>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課

電話: 011-709-2311(内線 2577)

E-mail: bzl-hokkaido-keieishien@meti.go.jp

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金(第6次公募)の公募様式等を事前公開しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省は、地域の雇用を支える中堅・中小・スタートアップ企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進する補助金の6次公募に向けて、事前準備を進めていただけるよう、公募様式等を公開しました。

公募様式

以下のウェブサイトの、6次公募【事前公開】からダウンロードしてください。

<https://chukentou-seichotoushi-hojo.jp/download/>

公募開始時には審査項目の追加等の更新が入ることが想定されるため、公募に申請される際には、最新の公募要領・様式等をダウンロードして申請ください。

事前公開版を用いた申請は認められません。

今後のスケジュール(予定)

- ・公募期間:2026年7月中旬頃～8月下旬頃
- ・プレゼンテーション審査(申請企業の経営者等が出席):10月中旬頃
- ・採択発表:11月上旬頃

今後のスケジュール(予定)

補助金の詳細は、以下をご覧ください。

<https://chukentou-seichotoushi-hojo.jp/>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 地域未来投資促進室

電話:011-709-2311(内線 2577)

E-mail: bzl-hokkaido-mirai@meti.go.jp

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省は、中小企業等が将来にわたって競争力強化を図るため、技術的革新性のある製品・サービスの開発や新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓に挑戦するための設備投資等を支援する補助金の公募を開始しました。

公募スケジュール

公募開始: 2026 年 6 月 29 日(月)

申請開始: 2026 年 8 月 31 日(月)

申請締切: 2026 年 9 月 30 日(水) 18:00

公募要領等

詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://shinjigyuu-monodukuri.smrj.go.jp/>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課

電話: 011-709-2311(内線 2577)

E-mail: bzl-hokkaido-keieishien@meti.go.jp

中小企業・小規模事業者・中堅企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック【更新】
(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、中小企業・小規模事業者・中堅企業の経営をサポートするため、支援メニューガイドブックを作成しました。

補助金や税制、相談窓口、認定制度などについて簡潔にまとめています。
公募期間等の情報は、随時更新します。

ダウンロード先

下記、北海道経済産業局のウェブサイトからご覧ください。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課

TEL:011-709-2311(内線:2521)

E-mail:bzl-hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp

中東情勢に関する情報および支援策等をまとめたポータルサイトを開設しました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、現下の中東情勢を受け、中東関連情報や企業向けの支援策情報を提供するポータルサイトを開設しました。

掲載場所

以下のウェブサイトからご覧ください。

- 中東情勢に関する情報および支援策等（北海道経済産業局のウェブサイト）

<https://www.hkd.meti.go.jp/information/chuto/index.htm>

コンテンツ

中東情勢に関する情報

中東情勢に関する北海道連絡会議

経済産業省の支援策

中東・ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口

中東情勢の影響に関する情報提供窓口

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 総務課

TEL . 011-709-2311 内線 : 2505

E-mail : bzl-hokkaido-somu@meti.go.jp

「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象(一部対象外の業種があります) 2. 創業予定者(1か月以内に事業開始、または2か月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人)		
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上(商業およびサービス業は 6 名以上)の場合、次の制限があります。 (借入制限)信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 (利益制限)直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 (株主制限)発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない		
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備		
貸与条件	貸与金額	100 万円以上1億円以下	
	貸与期間	割 賦	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年(据置 1 年以内)
		リ ース	機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
	利 率	割 賦	(損料率)年 1.8% ~ 2.0% ()一定の要件に該当する場合、最大 0.1%の引き下げが可能
		リ ース	(月額リース料率)0.998% ~ 2.955%
	償還方法	割 賦	月賦又は半年賦
		リ ース	毎月払い
	保 証 金	割 賦	貸与金額の 5%
		リ ース	なし
連帯保証人	道内在住者 1 名(法人の場合は代表者) なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。		
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付		
申 込 先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます(10 年以内)。		

() 貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

「北海道よろず支援拠点 生産性向上支援センター」開設のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

4月1日より、北海道よろず支援拠点内に「生産性向上支援センター」を開設しました。「生産性向上支援センター」では、飲食、小売、サービス業などを含む様々な業種の中小企業を対象に、生産性向上の「プロ」が無料で複数回・現場訪問型の伴走支援を行い、企業の生産性向上(特に労働投入量の効率化)を応援します。

■ 生産性向上支援センターの概要

- 支援回数(目安) 10回程度(無料)
- 支援専門家 5S、工程改善、省力化、デジタル化等の生産性向上支援や 現場経験を豊富に有する者
[生産性向上支援統括サポーター 兜 翔平(かぶと しょうへい)]
[生産性向上支援サポーター 32名]
- その他 その他の経営課題についても、よろず支援拠点と連携して支援
- 制度利用の申込・連絡先
北海道よろず支援拠点 生産性向上支援センター (公財)北海道中小企業総合支援センター内
TEL: 011-232-2407
Web: <https://yorozu-hokkaido.go.jp/seisan/>
Mail: seisan@yorozu-hokkaido.go.jp

■ 支援テーマ(例)

- 飲食業
 - ・調理工程改善による歩留まり向上
 - ・店内や調理場レイアウトの見直しによる作業効率の改善
- 製造業
 - ・ボトルネック工程の解消による生産効率改善
 - ・ITを活用した業務の見える化
- 小売業
 - ・在庫管理、受発注業務のデジタル化による業務効率改善
 - ・店内レイアウト見直しによる顧客動線の改善
- サービス業
 - ・ITシステムを用いた予約管理の最適化
 - ・業務マニュアル整備によるサービス品質の向上
- 建設業
 - ・デジタル化による原価管理精度の向上
 - ・工程管理の可視化による稼働率向上

■ 派遣費用

無料

■ 申し込み方法

ホームページに掲載の「申込フォーム」にて入力・送信頂くか、お電話にてお申込みください。

■ 問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

[札幌本部]	札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階	TEL 011-232-2402
[道南支部]	函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階	TEL 0138-86-6695
[十勝支部]	帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内	TEL 0155-67-4515
[釧路支部]	釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	TEL 0154-64-5563
[道北支部]	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	TEL 0166-68-2750
[日胆支部]	室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内	TEL 0143-47-6410
[オホーツク支部]	北見市北3条東1丁目25番地 北見経済センタービル5階	TEL 0157-31-1123

■ ホームページ

<https://yorozu-hokkaido.go.jp/seisan/>

「伴走型経営力強化支援事業・事業承継促進支援事業による専門家派遣」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

当センターでは、公益財団法人全国中小企業振興機関協会の中小企業地域資源活用等促進事業による「北海道の未来を拓く 創業・経営力強化等支援事業」において、「伴走型経営力強化支援事業」及び「事業承継促進支援事業」を実施します。本事業では、各事業者の経営課題に応じて、専門家派遣等の指導・助言による経営支援を行います。

それぞれの事業内容につきましては、以下をご確認ください。

■ 事業内容

【伴走型経営力強化支援事業】

事業計画策定や販路開拓をはじめ様々な経営課題に対して、センター職員が経営課題を分析・整理した上で、必要に応じて専門家の協力を得ながら、地域支援機関等と連携して課題解決に向けた伴走支援を行います。

● 支援対象者

創業を予定する個人
道内中小企業・小規模事業者等

【事業承継促進支援事業】

円滑な事業承継を促進するため、専門家を派遣し、地域支援機関等と連携して課題解決に向けた伴走支援を行います。

● 支援対象者

事業承継を検討している中小企業・小規模事業者
事業承継を今後進めたいと考えている中小企業・小規模事業者

■ 派遣内容(共通事項)

それぞれの課題に応じた専門家を派遣します。

【派遣専門家の例】

中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士、ITコーディネータ、技術士、衛生管理や品質管理の指導員、フードマイスターなど

■ 専門家派遣回数(共通事項)

1社あたり2回程度

■ 派遣費用(共通事項)

無料

■ 申し込み方法(共通事項)

ホームページに掲載の「相談申込書」にご記入の上、メール、Webフォーム、FAX等でご提出ください。

■ 問い合わせ先(共通事項)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

【札幌本部】	札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階	TEL 011-232-2402
【道南支部】	函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階	TEL 0138-86-6695
【十勝支部】	帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内	TEL 0155-67-4515
【釧路支部】	釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	TEL 0154-64-5563
【道北支部】	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	TEL 0166-68-2750
【日胆支部】	室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内	TEL 0143-47-6410
【オホーツク支部】	北見市北3条東1丁目25番地 北見経済センタービル5階	TEL 0157-31-1123

■ ホームページ

https://www.hsc.or.jp/news/senmonkahaken_2025/

中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業費補助金

(北海道)

道では、エネルギー価格高止まり等の影響を受けている中小・小規模事業者の生産性向上等を図り、持続的な賃上げに踏み出せる環境を整備するため、経営改善に資する経費を支援します。

補助対象者

賃上げに取り組む道内の中小・小規模事業者等（ただし、みなし大企業を除く）

補助内容

- 補助額：上限200万円または300万円（申請する枠により異なります）
- 補助率：補助対象経費の1/2以内または3/4以内（申請する枠により異なります）
- 補助対象：新商品開発や販路拡大、設備投資（デジタル技術の導入含む）など、賃上げ環境の整備に要する経費
2026年（令和8年）2月20日以降に要した経費が対象
- 公募開始：5月15日（金）
- 公募締切：予算上限に達し次第終了
なお、受付期間は9月30日（水）までとし、当該期日をもって受付を終了します。
- 問い合わせ先：補助金事務局コールセンター[受付時間：平日9:00～18:00]
011-351-0047

申請の詳細や手引き等は以下ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/249117.html>

「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について

(北海道)

北海道では、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している企業に、以下のとおり優遇措置を講じます。

パートナーシップ構築宣言とは

関係省庁や経済団体等をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設されました。

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

<「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト>

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

北海道におけるパートナーシップ構築宣言企業への優遇措置

項 目	優遇措置の内容
低利な道制度融資の対象に追加 (令和5年2月13日～)	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等を融資対象とした道制度融資の中でも低利な『ステップアップ貸付「政策サポート」』の融資対象となります。
補助金審査時の加点措置 (中小企業競争力強化促進事業費補助金) (令和5年度～)	北海道産業振興条例に基づき、中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品・サービスの開発などに要する経費に対し、補助する事業(中小企業競争力強化促進事業費補助金)の審査時に加点を行います。
総合評価一般競争入札及び随意契約(プロポーザル方式)における加点措置(経済部における契約に限る。 (令和5年度～)	価格のみによって契約の相手方を決定しがたい場合や契約の性質または目的が競争入札に適しない場合の契約方法である、総合評価一般競争入札や随意契約(プロポーザル方式)の審査時において加点を行います。
官公需における優先発注 (令和5年度～)	道が物品購入や役務・工事を発注する「官公需」において、地域経済に配慮し、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」において、新たに「パートナーシップ構築宣言」に登録・公表している中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めるよう定め、関係機関に対して、本方針の趣旨を周知し、同様の配慮を行うよう働きかけます。

詳しくはこちら <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/237897.html>

問い合わせ先 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 (TEL:011-206-0494)

中小企業経営相談室のご案内

(北海道)

道では、中小企業等の皆様が持つ様々な経営課題の相談に応じるため、中小企業経営相談室を本庁及び各(総合)振興局に設置しています。ご相談がありましたらお気軽にご連絡ください。

各相談室連絡先・設置場所

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

上記のほか、本庁(経済部中小企業課)でもご相談を受け付けています。

▼経営相談: 011-204-5331

▼金融相談: 011-204-5346

開設時間

8:45～17:30(平日のみ)

米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内

(北海道)

道では、米国の関税引き上げに伴い、今後、関連する中小企業者への影響が懸念されることから、影響を受ける関連中小企業者の経営及び金融の相談に対応するための相談窓口を開設しております。

相談窓口の概要

窓口名	米国関税関連中小企業経営・金融特別相談室
設置場所	道庁（経済部地域経済局中小企業課）（ 1 ）
受付時間	平日の 8：45～17:30
電話番号	011-204-5331（経営相談） 011-204-5346（金融相談）
メールアドレス	keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp（ 2 ）

- 1 各総合振興局・振興局（産業振興部商工労働観光課）にも設置しております。
連絡先は下記ウェブページをご覧ください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/toiawase.html>

- 2 土日・祝日のお問い合わせについてはメールにてお送りください。翌開庁日以降に担当課よりご連絡いたします。
具体的なご相談の内容・ご芳名・ご連絡先を必ずご記載ください。

- 3 詳しい情報については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/218653.html>

当面の金融支援（北海道中小企業総合振興資金）

令和 8 年(2026 年)4 月 1 日現在

	経営環境変化対応貸付	経営環境変化対応貸付 （認定企業）
対象事業者	売上・利益が減少している方	セーフティーネット保証 5 号の指定業種に属しており、売上が減少している方
融資条件	・最近 3 か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ 5 % 以上減少 ・最近 3 か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少など	・セーフティーネット保証 5 号の認定を受けたもの （指定業種に属しており、最近 3 か月の売上高等が前年同期比 5 % 以上減少 など）
融資利率	1 . 6 % ～ 2 . 2 %	1 . 4 % ～ 1 . 6 %

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

原油価格高騰で影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内

(北海道)

道では、今般のイラン情勢の悪化に伴う原油価格高騰に伴い、今後、関連する中小企業者への影響が懸念されることから、影響を受ける関連中小企業者の経営及び金融の相談に対応するための相談窓口を開設しております。

相談窓口の概要

窓口名	原油価格高騰に伴う中小企業経営・金融特別相談室
設置場所	道庁（経済部地域経済局中小企業課）（ 1 ）
受付時間	平日の 8 : 45 ~ 17:30
電話番号	011-204-5331（経営相談） 011-204-5346（金融相談）
メールアドレス	keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp（ 2 ）

1 各総合振興局・振興局（産業振興部商工労働観光課）にも設置しております。

連絡先は下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/toiawase.html>

2 土日・祝日のお問い合わせについてはメールにてお送りください。翌開庁日以降に担当課よりご連絡いたします。
具体的なご相談の内容・ご芳名・ご連絡先を必ずご記載ください。

3 詳しい情報については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/252147.html>

当面の金融支援（北海道中小企業総合振興資金）

令和 8 年(2026 年)4 月 1 日現在

	経営環境変化対応貸付 （原料等高騰）	経営環境変化対応貸付	経営環境変化対応貸付 （認定企業）
対象事業者	原料等価格の高騰の影響を受けている方	売上・利益が減少している方	セーフティーネット保証 5 号の指定業種に属しており、売上が減少している方
融資条件	・最近 3 か月の売上高に対する「売上原価」又は「販管費」の割合が前年同期に比べ増加など	・最近 3 か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ 5 % 以上減少 ・最近 3 か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少など	・セーフティーネット保証 5 号の認定を受けたもの （指定業種に属しており、最近 3 か月の売上高等が前年同期比 5 % 以上減少 など）
融資利率	1 . 4 % ~ 1 . 6 %	1 . 6 % ~ 2 . 2 %	1 . 4 % ~ 1 . 6 %

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について

(北海道)

令和5年(2023年)9月27日に北海道医療大学が移転を決定したことに伴い、今後、
商工業者など関連する中小企業者等への影響が懸念されることから、影響を受ける
中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談窓口を設置
しております。

設置場所

石狩振興局産業振興部商工労働観光課内(札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階)

相談受付時間

平日8:45～17:30

相談内容

経営・金融相談

電話番号

011-204-5827

メールアドレス

ishikari.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

【参考】 当別町、当別町商工会における相談窓口

当別町役場及び当別町商工会に「北海道医療大学移転関連事業者向け相談窓口」が設置
されております。

当別町役場

電話番号 0133-23-3129

相談窓口ホームページ

<https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/syoutoku/42606.html>

当別町商工会

電話番号 0133-23-2447

商工会ホームページ

<https://r.goope.jp/tobetsu/>

新たな融資枠「中東情勢対策特別枠」のご案内【新規】

(北海道)

道では、中東情勢の影響に伴い生じた供給制約(いわゆる“目詰まり”)等の影響を受けた中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るため、既存の貸付メニューに新たに「中東情勢対策特別枠」を創設いたしました。

制度の概要

令和8年(2026年)7月6日現在

制度名	中東情勢対策特別枠 中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付[認定企業]イ - B
融資対象	中東情勢の影響に伴うガソリン等の燃料油、ナフサその他原材料または石油関連製品等の供給制約等により直接的又は間接的な影響を受け、次のいずれかに該当する中小企業者等 最近3か月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少しているもの 原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比べ10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少する見込みのもの 最近3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加しているもの 原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みのもの
資金使途	運転資金
融資金額	1億円以内
融資期間	10年以内(据置3年以内) 1年以内の利用も可能です
融資利率	【固定】 1.4%(融資期間5年以内の場合) 1.6%(融資期間10年以内の場合) なお、取扱期間中は融資利率の見直しは行いません
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信用保証	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.36%～年1.52% 通常の保証料率から20%割引された料率となります(保証協会独自の割引)
取扱期間	令和8年(2026年)7月6日から令和9年(2027年)1月5日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/262781.html>

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

水産物不漁に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】

(北海道)

道では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様を対象として、次の融資制度をご用意しております。

制度の概要

令和8年(2026年)7月1日現在

資金名	経営環境変化対応貸付(認定企業)(イ)
融資対象	水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している方 漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる方
資金用途	事業資金(設備資金・運転資金)
融資金額	2億円以内
融資期間	10年以内(据置3年以内)
融資利率	【固定】 1.4%(融資期間5年以内の場合) 1.6%(融資期間10年以内の場合) 【変動】 1.4%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信用保証	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%～年1.90%(9段階)
取扱期間	令和8年(2026年)12月31日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/194824.html>

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

制度の概要

令和8年(2026年)4月1日現在

区 分	中小企業等で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方・NPO、社会福祉法人、医療法人等の法人に勤務する方	非正規労働者の方（有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など）	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者）で、次のいずれの要件も備えた方 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 雇用保険受給資格者 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方 前年の総収入が 150 万円以上の方（北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合）			
	育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
融資利率	年2.20%（ 1）		年1.00%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関（北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）が申し込み窓口となっています。 申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

1 育児・介護休業者の場合については、2027年3月末申込受付分まで保証料免除となります。

2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html>

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューをご用意しております。

制度の概要

令和8年(2026年)4月1日現在

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している方 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している方 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」)が前年同期に比べ増加している方 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する方
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.6%、5年以内 1.8%、 7年以内 年2.0%、10年以内 2.2% 《変動金利》 年1.6%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.4% 10年以内 年1.6% 《変動金利》 年1.4%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	
取扱期間	令和9年(2027年)3月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会	

上記資金の他にも様々なメニューをご用意しております。詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2708shikinmenu.html>

問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)

(北海道)

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度をご用意しております。

制度概要

令和8年(2026年)4月1日現在

目的、用途	貸付メニュー	融資金額	融資期間	融資利率
創業したい、事業開始後5年未満	創業貸付	3,500万円以内	10年以内	1.6%～2.2%
事業規模を拡大したい	ステップアップ貸付	8,000万円以内	10年以内	1.9%～2.5%
食や環境・エネルギーなどの分野における新事業展開に取り組みたい	ステップアップ貸付 【政策サポート】	1億円以内	10年以内	1.6%～2.2%
ゼロカーボン・チャレンジャーに登録した	ステップアップ貸付 【ゼロカーボン】	1億円以内	10年以内	1.6%～2.2%
観光施設の新増設、工場や事業所などの新増設を行いたい	ステップアップ貸付 【観光・企業立地】	8億円以内 うち運転2億円以内	運転:10年以内 設備:20年以内 立地:15年以内	1.6%～2.2%
事業承継を行いたい	事業承継貸付	1億円以内	10年以内	1.6%～2.2%
経営改善や事業再生を図りたい	企業体質強化貸付	1億円以内	15年以内	金融機関 所定利率
景気低迷により、売上が減少している	経営環境変化対応貸付	5,000万円以内	10年以内	1.6%～2.2%
原料等価格の高騰の影響を受けている	経営環境変化対応貸付 【原料等高騰】	1億円以内	10年以内	1.4%～1.6%
セーフティネット保証制度の認定を受けた	経営環境変化対応貸付 【認定企業】	2億円以内	10年以内	1.4%～1.6%
災害により経営に支障が生じている	経営環境変化対応貸付 【災害復旧】	運転5,000万円以内 設備8,000万円以内		
業績向上に向けた取組を行いたい	業績向上応援貸付	3,000万円以内		
あらかじめ災害に備えたい	防災・減災貸付	1億円以内	10年以内	1.6%～2.2%
耐震改修対策に取り組みたい	防災・減災貸付 【耐震改修対策】	16億円以内	20年以内	1.5%～2.1%
中小企業者等の方で一般的な事業資金が必要	一般貸付	8,000万円以内	10年以内	2.1%～2.7%
小規模企業者等の方で一般的な事業資金が必要	小規模企業貸付	5,000万円以内	運転:7年以内 設備:10年以内 短期(1年以内)の利用可	1.9%～2.5%
小口零細企業保証制度の対象	小規模企業貸付【小口】	既存の保証付き 残高を含め 2,000万円以内		

各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

借入金の返済が負担となっている事業者の方へ

(北海道)

道の制度融資では、民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のために借換が可能な融資制度をご用意しております。

- ・借換と同時に新規分を含めた増加融資や複数の道制度融資を一本化できます。
- ・保証の有無にかかわらず道制度融資の既往貸付を借換え可能です。

借換えに活用できる貸付制度

令和8年(2026年)4月1日現在

貸付制度名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
企業体質強化貸付	事業再生計画を立て、経営の改善に取り組む方(「経営改善サポート保証」の対象となる方)	1億円以内	15年(5年)以内	金融機関 所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定: 1.6 ~ 2.2 変動: 1.6
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		固定: 1.4 ~ 1.6 変動: 1.4
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方	2億円以内	10年(3年)以内	固定: 1.9 ~ 2.5 変動: 1.9
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模事業者の方	5,000万円以内	運転: 7年 設備: 10年 (1年)以内	固定: 1.9 ~ 2.5 変動: 1.9
小口	小規模事業者で既往の信用保証協会付き融資残高が2,000万円未満である方(小口零細企業保証制度の対象となる方)	2,000万円以内		

各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yyushi/119439.html>

北海道雇用労働相談センターのご案内

(北海道雇用労働相談センター)

「これって労働問題？」と思ったら、迷わずご相談を！
北海道雇用労働相談センターでは、法律や制度に精通した専門家が、北海道内どこからでも迅速・丁寧にお答えします。相談はもちろん無料。オンラインでも相談可能。
あなたの「困った」に確かな答えを提供します。

=====

▼北海道雇用労働相談センターとは！？

＼雇用・労務の“困った”に、無料で専門家がサポート！/
(当センターは厚生労働省の委託事業として運営する相談窓口です。)

弁護士・社労士に無料相談 OK
オンライン・電話・メールでも対応
英語・中国語等の外国語にも対応！
相談はすべて無料！
労務や人事、社会ニーズに関するセミナーを毎月開催！

「就業規則って必要？」「労務管理って何をすればいいの？」
そんな疑問や不安、ぜひ気軽にご相談ください！

- 相談受付：平日 9:00～17:00
- 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センタービル 6F
- 詳細・相談のご予約はこちら → <https://hokkaido-elcc.mhlw.go.jp/>

=====

▼HBC『EzoDrive』で北海道雇用労働相談センターの活用方法をご紹介します！

HBC のスタートアップ向け番組『EzoDrive』で、スタートアップが悩むことの多い雇用や労働問題について、HECC (北海道雇用労働相談センター) の活用方法を紹介しています。
労働問題は未然に防ぐことが大事です！
詳しくは『EzoDrive』×『北海道雇用労働相談センター』で検索！

=====

▼相談員によるコラムを掲載中！

「雇用・労務の問題って具体的にどのような相談ができるの？」
「どの程度具体的に回答してもらえるの？」
相談に迷っている方の参考になるように相談員がコラムを掲載していますので、ぜひご一読ください！

～掲載しているコラムのタイトル～（一例）

“ 有期雇用の従業員でも育児休業って取れるの？ ”
“ 移動時間は労働時間？ ～職種別の判断ポイント～ ”
“ 固定残業代って・・・？ ”

コラムは下記の URL よりご覧いただけます
<https://hokkaido-elcc.mhlw.go.jp/reading/>

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）のご案内

（北海道労働局）

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、採用者に占める中途採用者の割合（中途採用率）を拡大するとともに、賃金を上昇させた事業主に対して助成するものです。

● 主な支給要件

受給するためには、1の対象労働者を雇い入れるとともに、2、3の全ての措置をとることが必要です。

1 支給対象者

次の(1)～(5)のすべての条件を満たす労働者が対象です

- (1) 申請事業主に、中途採用(1)により雇い入れられた
- (2) 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れられた
- (3) 期間の定めのない労働者(パートタイム(2)を除く)として雇い入れられた
- (4) 雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、雇用関係、出向、派遣、請負または委任により当該事業主の事業所で就労したことがない
- (5) 雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた経験が無い
 - 1 新規学卒者や新規学卒者と同一の枠組みで採用された方以外を指します。また、ハローワークからの紹介による雇い入れ以外も対象となります。
 - 2 パートタイムとは、「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べて短い労働者」のことを指します。

2 次の(1)、(2)にかかる中途採用計画を作成し、管轄の労働局に届け出ること

- (1) 中途採用者の雇用管理制度(募集・採用を除く、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度、福利厚生など)の整備
- (2) 中途採用の拡大に取り組む期間(1年間または6ヶ月間)

3 中途採用計画期間に、次の(1)から(3)までの取組を実施すること

- (1) 中途採用計画期間中に対象労働者を雇い入れること
- (2) 中途採用計画期間中の中途採用率が次のア又はイいずれかに該当すること
 - ア 計画期間前1年間(または6ヶ月間)と比較して5ポイント以上向上とすること
 - イ 計画期間中(計画期間が1年間の場合に限る)において50%以上であること
- (3) 対象労働者の雇い入れ前事業所において支払われていた賃金と、雇い入れ後6か月間の賃金支払日ごとに支払われる賃金とを比較して、いずれも5%以上上昇させたこと

● 支給額

助成額	加算助成
20万円/人	+10万円

生産性等の向上（ローカルベンチマークの財務分析結果が「B」以上）または、給与等受給者の一人あたりの平均受給額を前々年(または度)及び前年(または度)と比較し5%以上上昇させていること。

- 問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室
(雇用助成金さっぽろセンター) TEL: 011-788-2294

● 厚生労働省ホームページ

早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160737_00001.html

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内

（北海道労働局）

景気の変動、産業構造の変化等の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性向上に資する取組等を人材確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

●主な受給要件

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の実施する「事業再構築補助金」 1またはものづくり補助金事務局の実施する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」）」 2の事業計画書の申請を行い、当該ものづくり補助金の交付決定を受けていること。
 - 1 第12回および第13回の「成長分野進出枠（通常類型）」に限る。
 - 2 第17次以降の「製品・サービス高付加価値枠」に限る。
 - 1,2 事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限る。
- 2 対象労働者の雇い入れにあたって、下記の ～ の全ての条件を満たすこと。

雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること。

期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること。

交付決定を受けた補助金の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること。
- 3 対象労働者の雇い入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと。
- 4 生産指標が事業再構築補助金またはものづくり補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること。
- 5 対象労働者については、事業再構築補助金またはものづくり補助金の交付決定を受けた生産性向上等に係る業務に就く者であって、次の と に該当する者。

次のaかbのいずれかに該当する者。

a.専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者。

b.部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者。

1年間に350万円以上の賃金（ 3）が支払われる者。

3 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限る。また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限る。

●助成金の支給額

- 1 助成額

中小企業：250万円/人 4（125万円×2期 5）

中小企業以外：180万円/人 4（90万円×2期 5）

4 一事業主あたり5人までの支給に限る。

5 雇い入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給。
- 2 助成対象期間

1年間

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

（雇用助成金さっぽろセンター） TEL：011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinsangyourenk_eijinzaikakuhotou_00001.html

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内

（北海道労働局）

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して上昇させた場合に、出向元・出向先事業主に助成を行うことにより、企業の事業活動を促進し、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする制度です。

● 主な受給要件

1 助成金の対象となる「出向」

- (1) 出向期間終了後は元の事業所に戻ることを前提に、労働者（雇用保険被保険者）のスキルアップを目的とする出向が対象。
- (2) 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を、出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

2 対象となる事業主

労働者のスキルアップにより企業活動を促進し雇用機会等の増大を目的として出向を実施する出向元事業主、出向を受け入れた出向先事業主が対象。

独立性が認められない事業主間の出向の場合は対象となりません。

● 助成金の支給額

○ 助成率

中小企業 2/3 中小企業以外 1/2

○ 助成額

以下の額に助成率をかけた額（最長1年まで助成）

イ 出向元事業主 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担した額

ロ 出向先事業主 出向労働者の出向中の賃金のうち出向先が負担した額

出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

○ 上限額

8,870円/1人1日当たり

（1事業所1年度当たり1,000万円まで）

上限額は雇用保険の基本手当日額の最高額（令和7年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

- 上記の他にも様々な要件がありますので、下記問い合わせ先、厚生労働省ホームページ、ガイドブック等で確認をお願いします。

- 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室
（雇用助成金さっぽろセンター）TEL：011-788-2294

- 厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html

キャリアアップ助成金のご案内

(北海道労働局)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助 成 内 容		助 成 額 ()は大企業の額 < >は小規模企業
正社員化 コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した場合 (1人当たり)	重点支援対象者 有期→正規: 80万円(60万円) 無期→正規: 40万円(30万円) 上記以外 有期→正規: 40万円(30万円) 無期→正規: 20万円(15万円) 重点支援対象者とは、a～cのいずれかに該当する者 a:雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b:雇入れから3年未満で、過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下及び過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c:派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者 雇用された期間が5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり20万円 (15万円) (1事業所当たり1回のみ) 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり40万円 (30万円) (1事業所当たり1回のみ) 正規雇用労働者等への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイトまたは職場情報総合サイト(しょくばらば)に公表した場合 1事業所当たり20万円 (15万円) (1事業所当たり1回のみ)
障害者 正社員化 コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合 (1人当たり)	重度障害者等 有期→正規: 120万円 (90万円) 有期→無期: 60万円 (45万円) 無期→正規: 60万円 (45万円) 上記以外の障害者 有期→正規: 90万円 (67万5,000円) 有期→無期: 45万円 (33万円) 無期→正規: 45万円 (33万円) 助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。
賃金規定等改 定 コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、3%以上上昇させた場合 (1人当たり)	賃金を上昇(3%～4%未満)させた場合:4万円 (2万6,000円) 賃金を上昇(4%～5%未満)させた場合:5万円 (3万3,000円) 賃金を上昇(5%～6%未満)させた場合:6万5,000円 (4万3,000円) 賃金を上昇(6%以上)させた場合: 7万円 (4万6,000円) 「職務評価」の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり20万円 (15万円) (1事業所当たり1回のみ) 有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり20万円 (15万円) (1事業所当たり1回のみ)
賃金規定等共 通化 コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	60万円 (45万円)
賞与・退職金 制度導入 コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合(1事業所当たり)	40万円 (30万円) 同時に導入した場合に以下の助成額を加算 16万8,000円 (12万6,000円)
短時間労働者 労働時間延長 支援 コース	有期雇用労働者等を新たに社会保険に加入させるとともに、労働時間延長等により収入増加の取組を行った場合 (1人当たり)	1年目に以下のいずれかの取組を行った場合: 40万円(30万円) < 50万円 > a労働時間を5時間以上延長 b労働時間を4時間以上5時間未満延長し、賃金を5%以上増加 c労働時間を3時間以上4時間未満延長し、賃金を10%以上増加 d労働時間を2時間以上3時間未満延長し、賃金を15%以上増加 の取組み後、更に以下のいずれかの取組を行った場合: 20万円(15万円) < 25万円 > a労働時間を更に2時間以上延長 b基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用

問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

(雇用助成金さっぽろセンター 6階) TEL: 011-788-9071

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyoununushi/career.html

人材開発支援助成金のご案内

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
人材育成支援コース		
10時間以上のOFF-JTによる訓練、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、45歳以上の労働者を対象として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	事業主	雇用保険被保険者
	事業主団体等	
教育訓練休暇等付与コース		
有給教育訓練休暇制度（３年間で５日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	事業主	雇用保険被保険者
人への投資促進コース		
・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	事業主	雇用保険被保険者
・情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練		
・定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練		
・自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）		
・長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		
事業展開等リスクリング支援コース		
事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	事業主	雇用保険被保険者

2 助成額・助成率 () 内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		新規採用助成 ・ 職務代行助成	OJT実施助成額 (1人1コース当たり)		設備投資 加算 8
				賃金要件等 を満たす 場合 6					賃金要件等 を満たす 場合 6	
人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ¹ 70% ²	60% (45%) ¹ 85% ²	-	-	-	-
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-	-	-
		OJT	-	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)	-
	有期実習型訓練 ³	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	75%	100%	-	-	-	-
		OJT	-	-	-	-	-	10万円 (9 万円)	13万円 (12万円)	-
	中高齢者実習型訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-	-	-
		OJT	-	-	-	-	-	10万円 (9 万円)	13万円 (12万円)	-
	教育訓練休暇等付与コース			-	-	30万円	36万円	-	-	-
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-	-	-
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	1,000円 ⁴	-	75%	-	-	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-	-	-
		OJT	-	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)	-
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-	-	-
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	45%	60%	-	-	-	-
	7 長期教育訓練休暇制度		1,000円 ⁵ (800円)	- ⁵ (1,000円)	20万円	24万円	新規採用助成 ⁹ ： 27,45,67.5万円 職務代行助成：75%	-	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-	-	-
事業展開等リスクリング支援コース 7	OFF-JT	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-	-	導入費用の 50%	

1 正規雇用労働者等の場合の助成率

2 非正規雇用労働者の場合の助成率

3 正社員化した場合に助成

4 国内の大学院を利用した場合に助成

5 有給休暇の場合のみ助成

6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

7 令和8年度末までの時限措置

8 要件を満たした事業主に助成

9 休暇取得期間に応じて助成額が異なる

問い合わせ先：

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

(雇用助成金さっぽろセンター6階)TEL:011-788-9070

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材確保等支援助成金のご案内

(北海道労働局)

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等に取り組む事業主に対して助成する制度です

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

雇用管理制度（賃金規定制度（中小企業事業主のみ）、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）又は業務負担軽減機器等（従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等）の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成します。

【助成金額】

雇用管理制度の導入：1 制度導入につき20 < 25 > 万円又は40 < 50 > 万円
(上限額80 < 100 > 万円)

業務負担軽減機器等の導入：機器等の導入に要した経費の $1 / 2 < 62.5 / 100$ 又は $75 / 100 >$
(上限額150 < 187.5 > 万円)

(注) 上限額は、複数の雇用管理制度又は業務負担軽減機器等を導入した際の助成上限

(注) < > 賃金要件が認められる場合の額

中小企業団体助成コース

改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が構成中小企業者のために、人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成します。

【助成金額】

中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の $2 / 3$ を支給（上限額は、団体の規模に応じて600～1,000万円）

外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則等の多言語化など）を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成します。

【助成金額】

1 制度導入につき20万円（上限80万円）

問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

雇用助成金さっぽろセンター 6 階 TEL : 011-788-9132

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html

雇用調整助成金のご案内

(北海道労働局)

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

●主な支給要件

- イ 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- ロ 雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。
- ハ 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。(計画届とともに協定書の提出が必要)
- ニ 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間中に、支給を受けた直前の判定基礎期間又は支給対象期間の末日のいずれか遅い日の翌日から起算して1年を超えていること。

●受給手続

- イ 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要。
- ロ 計画届の提出後、対象期間内の各「支給対象期間」ごとに、当該支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に、支給申請書を提出することが必要。

●支給額

対象労働者1人1日あたり8,870円が上限です。(令和7年8月1日現在)

助成内容と受給できる金額	中小企業	中小企業以外
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率()	2/3	1/2
教育訓練を実施したときの加算額(支給対象者1人1日あたり)	1,200 円	

累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間からは下記の助成率および教育訓練加算額が適用されます。

教育訓練実施率	企業規模	助成率	教育訓練加算額
1/10 未満	中小企業	1/2	1,200 円
	大企業	1/4	
1/10 以上 1/5 未満	中小企業	2/3	
	大企業	1/2	
1/5 以上	中小企業	2/3	1,800 円
	大企業	1/2	

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

(雇用助成金さっぽろセンター) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、北海道からプロフェッショナル人材センター運営事業を受託し、企業の成長戦略を実現するため、新たな人材の活用や副業・兼業人材の活用をご提案する「北海道プロフェッショナル人材センター」を運営しています。

本事業は、人手不足等を課題とする道内中小企業等に対し、道外からの人材誘致を図るためプロフェッショナル人材活用の意欲を喚起し、人材ニーズの掘り起こしを行い、民間人材ビジネス紹介事業者へ取次ぐことで人材の採用をサポートすることを目的とする事業です。

また、本年度よりプロフェッショナル人材センターを通じて副業・兼業人材を初めて利用される企業を対象に副業・兼業補助金(副業・兼業活用促進事業)の募集が開始されます。

ご利用を検討される方は、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

運営体制

<札幌本部>

人材戦略マネージャー 熊田 広宣

サブマネージャー 山田 仁美、高野 聡子

北海道中小企業総合支援センターの各支部においても相談対応が可能です。

営業時間

月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)9:00～17:00

問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター((公財)北海道中小企業総合支援センター内)

TEL:011-232-2405

ホームページ

<https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>

多様な人材の安定就業促進事業(座学と就業体験の一体的実施)に係る

研修生受け入れ企業の募集について【新規】

(北海道)

道では、若年求職者及び中高年世代の求職者(就職氷河期世代の不安定就労者を含む)に対し、就職に必要な知識習得を目的とした座学研修を実施後、紹介予定派遣による企業での職場研修により、技術・技能を習得し、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着を図る、多様な人材の安定就業促進事業(座学と就業体験の一体的実施)を実施しており、職場研修の受け入れ企業を次のとおり募集しています。

対象業種

農業・林業、卸売業・小売業、製造業、サービス業、運輸業・郵便業、建設業

対象地域

札幌地域、函館地域、旭川地域、帯広地域、苫小牧地域(研修生の通勤圏内に限ります)

派遣期間

最大2ヶ月間(研修日数最大30日間)

留意事項

- ＊本事業では、派遣先企業様と受託者であるキャリアバンク(株)にて「紹介予定派遣契約」を締結します(紹介手数料はかかりません)
- ＊法令により派遣就労が実施出来ない業務があります
- ＊正社員もしくは正社員に転換可能な求人であることが必要です(研修後、直接雇用いただける企業であること)

全体の流れ

お申し込み

- ・下記ホームページよりお申し込みください

<https://www.career-bank.co.jp/chipro-y/company/index.html>



求人票作成・提出

- ・専用フォーマットの求人票を作成・提出いただきます

研修生とのマッチング

- ・本人の希望、適性、カウンセリング結果などをもとにマッチング

紹介予定派遣社員として受入

- ・派遣期間は最大2ヶ月間(研修日数最大30日間)
- ・賃金の1/2を補助
- ・紹介手数料は無料

企業様へ直接雇用

お問い合わせ先

実施・運営

キャリアバンク株式会社 パブリックサービス事業部(札幌市中央区北5条西5丁目7番地 sapporo55 5F)

TEL: 011-251-0134

E-mail: koyousouzou@career-bank.co.jp

ホームページ: <https://www.career-bank.co.jp/chipro-y/>



北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて【更新】

(北海道)

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、個別相談を行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりございますので、ぜひご活用ください。

企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業に対し、個別相談を行います。	道内	通年
企業向けセミナー	人材育成に関するセミナー「現場を巻き込む！人事のための『越境人材育成』3ステップ」を無料配信しています。 下記申込フォームよりお申し込みください。 https://select-type.com/ev/?ev=impqvqWvHCM	オンライン 視聴対象 (道内企業の人事御担当者様等)	2027年 2月26日 (金)まで

求職者向け支援メニュー 企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
企業見学会・交流会	人手不足産業等の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方5拠点	随時

問い合わせ先

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)

TEL:011-209-4510 (月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00) 日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <https://www.jobcafe-h.jp/>



人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します

【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



北海道ビジネスサポート・ハローワーク

サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

8月の事業所向けセミナー

- ・人材確保支援セミナー 会場：北海道ビジネスサポート・ハローワーク

魅力ある求人の出し方セミナー	8月20日(木)14:00～15:30
採用力向上セミナー	8月25日(火)14:00～15:30

- ・人材開発・働き方改革セミナー 会場：北海道ビジネスサポート・ハローワーク

従業員の人材開発のための支援セミナー	8月4日(火)14:00～15:30
従業員の職場定着、環境整備のための支援セミナー	8月18日(火)14:00～16:00

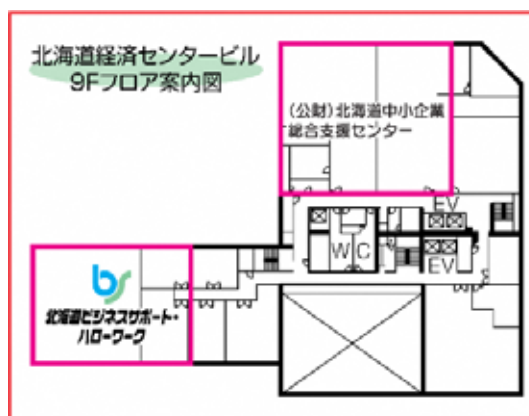
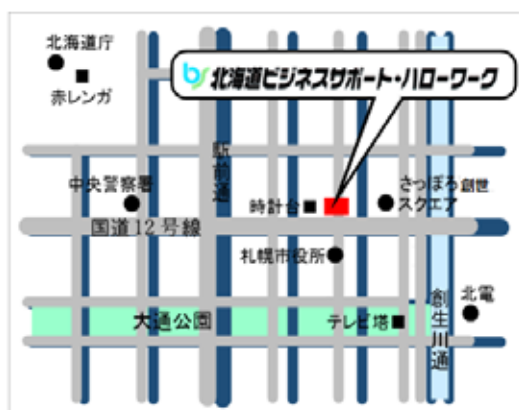
センター概要

開庁時間:月曜日～金曜日 9:30～17:00(土日祝日及び12/29～1/3はお休み)

所在地:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351 利用料:無料



地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内

（北海道）

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、国の指定する雇用情勢の厳しい地域等（同意雇用開発促進地域等）で雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴い道内に居住する求職者を一定条件で雇い入れた事業主に対し、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、国が一定の金額を助成する制度です。

令和８年度に北海道が実施する**地域活性化雇用創造プロジェクト事業**（以下、「地プロ事業」。）に参加する事業主が、所要の条件を満たした場合、国が指定する同意雇用開発促進地域等に限らず、地プロ実施地域として、この助成金の特例支給の対象となることができます。

● 基本支給 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）【厚生労働省北海道労働局、ハローワーク】

助 成 額

設備・整備に要した費用及び対象労働者の増加人数に応じて、支給申請ごとに最大３回支給。

設置・整備に要した費用	対 象 労 働 者 の 数			
	３～４人	５～９人	１０～１９人	２０人以上
３００万円以上１,０００万円未満	５０万円	８０万円	１５０万円	３００万円
１,０００万円以上３,０００万円未満	６０万円	１００万円	２００万円	４００万円
３,０００万円以上５,０００万円未満	９０万円	１５０万円	３００万円	６００万円
５,０００万円以上	１２０万円	２００万円	４００万円	８００万円

本計画の作成に当たっては、北海道労働局の指導を受ける必要がありますので、最寄りのハローワークへ必ずご相談ください。

受給手続きなどの詳細は、こちらへお問い合わせください。

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）へ

● 対象地域

振興局	※同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等
空 知	夕張市、芦別市、赤平市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
石 狩	石狩市（旧厚田郡厚田村、旧浜益郡浜益村の区域）、江別市、北広島市、新篠津村
後 志	なし
胆 振	なし
日 高	なし
渡 島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜 山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
上 川	富良野市、当麻町、比布町、愛別町、上川町、南富良野町、占冠村、幌加内町
留 萌	羽幌町（焼尻島、天売島の区域）
宗 谷	礼文町、利尻町、利尻富士町
オホーツク	なし
十 勝	上士幌町、新得町、大樹町、広尾町、幕別町（旧広尾郡忠類村の区域）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧 路	厚岸町（小島の区域）
根 室	なし

● 特例支給（上乗せ支給額）

地プロ業種
上乗せ支給

**(例) 50万円/人×3人
= 150万円**

基本支給額（最大3回）に加え、初回のみ上乗せ支給を受けられます
特例支給は、対象となる業種等の条件があります。
1事業所あたり20人が上乗せ支給の上限人数

指定地域 61市町村

【同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域】

地域活性化雇用創造
プロジェクト事業に参加すると
道内全域に拡大

【道雇用労政課HP】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/shinkoku/b0002/185525.html>

「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

(北海道)

道では、働き方改革に関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び(総合)振興局に相談窓口を設置し、国(北海道労働局)と連携した専門家による相談・助言等を行います。

支援内容

1 名称等

〔名称〕 「働き方改革関連特別相談窓口」

〔設置場所(16か所)〕

- ・経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内
- ・各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課内
- ・後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

2 業 務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、専門家による相談対応を行います。

専門家による相談については、対面の他、会社または自宅からオンラインによる相談も可能です。

なお、専門家は、厚生労働省北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣されます。

働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

設置場所	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
道庁雇用労政課働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、ハラスメント・労働相談コール及び中小企業労働相談所において、様々な労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

ハラスメント・労働相談コール

労働問題の専門家である社会保険労務士が、カスタマーハラスメントを始めとした各種ハラスメント(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等)や労働条件など、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00
<土曜日> 13:00～16:00
祝日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く

中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも労働相談を行っています。

設置箇所	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月27日～1月4日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。

[URL] <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.html>

ハラスメント・労働相談コール 北海道

検 索

【11/15 まで期間延長！】人材確保奨励金・支援金（人材確保支援事業）のご案内【更新】

（北海道）

北海道では、求職者の方が道内事業所の人手不足が深刻な職種に就職し、一定期間以上勤務した場合、就労者及び事業者の双方に奨励金等を支給します。

支援内容・対象者

就労者 (募集数：500人)	事業者 (募集数：400社)
奨励金 10万円 ・離職期間が1か月以上あり、道内事業所の対象職種に就労し、労働時間が週20時間以上かつ31日以上の上の在職実績がある方 + 加算金 10万円 ・離職期間が1年以上ある方	支援金 10万円 ・道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所(道内事業所)を有する法人又は個人事業主であって、左記就労者を雇用した事業者

18歳未満又は新卒者の方、在留資格が技能実習の方、就労が認められていない外国籍の方は対象となりません。令和8年(2026年)2月20日以降に新たに募集された求人に対する就労に限ります。

奨励金、加算金、支援金は、それぞれ1者1回限りです。(同一事業者による雇用数には制限はありません。)

予算の範囲内で支給するため、申請が予算を超えた場合は、申請受付期間内であっても受付を終了します。

対象職種（第5回改定厚生労働省編職業分類による）

「008 建築・土木・測量技術者」、「024 医療技術者」、「028 保健医療関係助手」、
 「029 保育士、幼稚園教員」、「048 営業の職業」、「049 福祉・介護の専門的職業」、
 「050 施設介護の職業」、「051 訪問介護の職業」、「055 飲食物調理の職業」、「059 警備員」、
 「071 製品製造・加工処理工（金属製品）」、「075 機械整備・修理工」、
 「083 貨物自動車運転の職業」、「084 バス運転の職業」、「085 乗用車運転の職業」、
 「090 建設躯体工事の職業」、「091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）」、
 「092 土木の職業」、「094 電気・通信工事の職業」

対象期間

令和8年(2026年)4月16日～**11月15日**

本期間内に雇用契約締結（勤務初日は**10月16日**まで）かつ31日以上の上の在職が必要です。

申請受付期間

令和8年(2026年)4月16日～**12月15日**

申請期限は勤務初日から2か月以内です。

問い合わせ先

「人材確保支援事業」コールセンター

TEL：050-3644-5988

MAIL：jinzaikakuho2026@athuman.com

特設サイト：<https://jinzaikakuho2026.pref.hokkaido.lg.jp/>



（実施主体：北海道 経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係）

「採用と定着の好循環をつくるセミナー」等のご案内

(北海道)

北海道では、道内の事業者の皆さまを対象に、人手不足の課題解決に向けて段階的に取り組めるプログラムとして、セミナー・相談会を道内7地域で開催し、さらに手厚い支援をご希望の事業者様には、専門家派遣による無料個別支援を実施します。

「採用と定着の好循環をつくるセミナー」/「求人票をブラッシュアップ!採用・定着力アップ相談会」

採用戦略から職場環境の改善・人材育成まで、企業の実践につながるポイントを体系的に学びます。また、セミナー終了後、求人票の添削や採用・定着に関する個別相談会を開催します。

◆開催日程・地域 ※札幌のみハイブリッド開催、札幌以外は対面開催

テーマ①:【採用手法のブラッシュアップ】選ばれるためのターゲット別採用戦略とは
7/29(水)札幌(1回目)、9/2(水)旭川

テーマ②:【定着力の強化】人が辞めない・活躍する職場づくりの進め方
8/7(金)函館、8/19(水)北見、10/7(水)帯広

テーマ③:【個々の能力を伸ばす人材育成法】社員が育つ職場づくりと育成体制の整え方
9/30(水)苫小牧、10/6(火)釧路、10/14(水)札幌(2回目)

◆開催時間

セミナー 13:30~15:00

相談会 セミナー終了後、20~30分程度

◆定員

札幌:各回30社、札幌以外:各回15社 ※先着順

◆申込締切

各開催日の3営業日前 ※ただし、定員になり次第、締め切らせていただきます。

専門家派遣による無料個別支援

採用・定着力アップ相談会ご参加の事業者様のうち10社限定で、企業の状況や課題に応じて専門家を派遣します。 ※「採用・定着力アップ相談会」でお申し込みいただけます。

特設ページ(詳細・申込みはこちら)

https://www.career-bank.co.jp/jinzai_kakuho/

お問い合わせ先

北海道「令和8年度(2026年度)戦略産業人材確保支援事業」事務局

キャリアバンク株式会社

電話番号:011-251-3353、メール:gj-jinzai@career-bank.co.jp

【UIターン新規就業支援事業】 道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内

(北海道)

「UIターン新規就業支援事業」は、東京圏から移住支援金実施市町村()に移住して北海道が開設するマッチングサイトに掲載された求人広告に移住(予定)者が応募し就職した場合等に、移住者に最大100万円を支給する制度です。

マッチングサイトに掲載する求人広告は一部の大手民間求人サイトにも無料で掲載されます。是非ご活用ください。

(令和8年度は道内140市町村が実施します。)

移住支援金の概要(実施市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください)

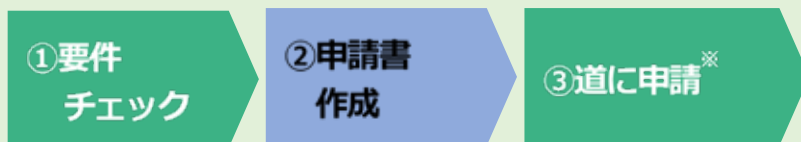
- 東京23区から**実施市町村**に移住し、**道のマッチングサイトに掲載している法人に新規就業**した方に移住先の市町村から支給されます
- 移住支援金は単身 最大60万円、世帯 最大100万円です。
- 18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する市町村あり

法人等の登録要件(詳細は北海道のホームページの実施要領をご確認ください)

下記のいずれにも該当する法人等であること

- ・ 官公庁でないこと
- ・ 資本金10億円以上の法人でないこと
- ・ みなし大企業でないこと
- ・ 雇用保険の適用事業主であること
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

法人等登録の受付



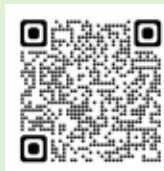
(移住支援金特設ページ)

・まずは下記URL(移住支援金特設ページ)から**法人登録マニュアル**をダウンロードし、**登録要件**をご確認ください。

(URL) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.html>

・提出は**メール(様式Excel)**にて受け付けます(提出先アドレス 登録マニュアル参照)。
メール提出が難しい場合はご相談ください。

提出先メールアドレス:jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp



問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL 011-251-3896)

中小企業大学校旭川校 8月開講講座のご案内
～ 中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、2026年8月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページからお受けしています。

ご案内

2026年度の上半期カリキュラム(電子ブック版)を公開しています。資料請求は下記お問い合わせ先まで。

https://inst.smrj.go.jp/files/ebooks/2026/asahikawa/index_h5.html#1

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

【 公的助成制度 】 <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html> をご覧ください。

詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL : 0166-65-1200 FAX : 0166-65-2190 E-mail : asahi-kenshu@smrj.go.jp

中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、

ホームページ(<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>)をご覧ください。

旭川校 HP



No. 22 定着につながる！新人・若手の指導法
～ 人間心理に基づく、個々に合わせた効果的な指導法 ～

この研修では、若手の傾向・価値観や心理的欲求を理解し、個々の特性に合った指導法を学ぶことで部下のやる気を引き出し、定着につなげます。また、自身の今後の行動計画を作成し、明日からの行動に結び付けます。

この研修のポイント

1. 新人・若手の傾向と意識改革の必要性を理解します。
2. 人間心理・欲求を理解し、部下の個性・強みの見出し方と効果的な指導法を学びます。
3. 現場で活用できる、定着につながる関わり方・職場環境を受講者同士ディスカッションしながら一緒に考えます。

研修期間 8月5日(水)～8月6日(木) 2日間

研修時間 14時間

対象者 管理者、新任管理者、その候補者

受講料 22,000円(税込)

講師 こころの共育研究所 代表 庄司 順子 氏

詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2026/AS260220.html>

No. 50 企業価値を高めるデザイン経営（経営キャラバンプログラム）
～ 「伝統と改革」への持続的取り組み ～

この研修では、「資源活用と環境調和」・「人材育成と技能承継」・「ブランディングと販路開拓」に取り組む地方企業を具体例に自社の経営の基軸となる要素、固有の価値観、存在意義を再確認し、持続的な経営戦略の実践について学びます。

経営キャラバンプログラムとは、全国各地の経営好事例を通じて自社の成長に繋がるヒントを探る、中小企業大学の新たな研修プログラムです。

この研修のポイント

1. 事例企業の代表者による講義と併せて大学校講師によるフォローアップ講義により、効果的な学習の機会を提供します。
2. 事例企業の現場見学により、具体的な取り組みを実感していただきます。
3. 講師、受講生間のグループワークと交流会による受講後のネットワーク形成にお役立ていただけます。

研修期間 8月20日(木)～8月21日(金) 2日間

研修時間 7.5時間

対象者 経営者、経営幹部

受講料 44,000円(税込)

講師 ビジネス・コア・コンサルティング 代表 人間力経営株式会社 代表取締役 坂本 篤彦 氏
株式会社カンディハウス 代表取締役社長 染谷 哲義 氏

詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2026/AS260500.html>

No. 23 次世代トップリーダー養成講座
～ 書籍では教えてくれない、経営マインドを学ぶ ～

この研修では、後継者や経営幹部が環境変化に適応するための経営のあり方や求められる役割・心構えについて学びます。また、演習を交えて自社の将来のビジョンを描き、今後の組織の成長シナリオや自身の行動目標を検討します。

この研修のポイント

1. 経営の全体像、自社の経営理念を再確認します。
2. 自社の将来ビジョンや自身の行動目標を策定します。
3. 経営に対する参画意識が高まります。

研修期間 8月25日(火)～8月27日(木) 3日間

研修時間 21時間

対象者 経営幹部、管理者

受講料 32,000円(税込)

講師 株式会社アイムサプライ 代表取締役 伊豆田 功 氏

詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2026/AS260230.html>

No. 204 はじめての営業活動の進め方(苫小牧開催)
～ 顧客視点で成果を生む営業スキルを身に付ける！ ～

この研修では、新任の営業担当者やスタッフを対象に、顧客や場面に応じた効果的な営業活動を行う上で必要となる基本知識や営業手法について学びます。また、自社の製品・サービスの"真の提供価値"を確認し、自信を持って顧客に提案できるようになることを目的とします。

この研修のポイント

1. 営業活動を「知識」として学ぶだけでなく、自社の製品・サービスの"本当の価値"を発見し、自信を持って顧客に伝えられるようになります。
2. 顧客の抱える課題やニーズを引き出す方法や効果的な商談の進め方を学びます。
3. 今後の行動計画を作成します。

研修期間 8月26日(水) 1日間

研修時間 6時間

対 象 者 営業部門の新任管理者、その候補者

受 講 料 16,000円(税込)

講 師 株式会社ブリリアンス・クリエイション 代表取締役社長 経営管理修士 (MBA) 中内 由佳 氏

詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2026/AS262040.html>



技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】



(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に“ものづくり分野”を主とした「能力開発セミナー」を2～3日間程度の期間で実施しています。

能力開発セミナーは、事業主及び受講者の方々からも大変ご好評いただいています。直近に実施する能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

<令和8年度能力開発セミナー開催予定(8月～10月) 受講申込受付中!>

分野	番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)
機 機	1M114	TIG 溶接技能クリニック	9/17-18(12H)	8	25,000
	1M106	3次元 CAD を活用したアセンブリ技術(SolidWorks 編)	10/15-16(12H)	10	11,500
	1M118	マシニングセンタプログラミング技術	10/21-22(12H)	8	9,000
	1M119	マシニングセンタ加工技術	10/28-29(12)	8	18,000
	1M508	生産現場に活かす品質管理技法(表計算ソフトによる QC7 つ道具活用編)	10/29-30(12H)	10	8,000
電 気・ 電 子	1D321	PLC 制御の回路技術	8/5-7(18H)	10	11,000
	1D512	現場のための電気保全技術	8/6-7(12H)	10	8,500
	1D202	有接点シーケンス制御の実践技術	8/18-19(12H)	10 満席	8,500
	1D314	実習で学ぶ画像処理・認識技術(Python 編)	8/18-19(12H)	10	9,000
	1D315	機械学習による欠陥検査・物体認識の高度化技術(Python 編)	8/20-21(12H)	10	9,000
	1D205	シーケンス制御による電動機制御技術	8/25-26(12H)	10 満席	8,500
	1D209	低圧電気設備の保守点検技術	8/27-28(12H)	10 満席	8,000
	1D510	有接点シーケンス制御の実践技術	9/12-13(12H)	10	8,500
	1D207	自家用電気工作物の高圧機器技術	9/17-18(12H)	10 満席	7,500
	1D303	PLC プログラミング技術	9/28-29(12H)	10	9,000
	1D309	PLC 制御の応用技術(応用命令編)	9/30-10/1(12H)	10	9,000
	1D212	協働ロボットプログラミング制御技術	10/7-8(12H)	10	9,000
	1D319	クラウドプラットフォーム活用技術(AWS 編)	10/7-8(12H)	10	9,000
	1D513	現場のための電気保全技術	10/8-9(12H)	10	8,500
	1D320	クラウド活用による IoT システム構築技術(AWS 編)	10/13-15(18H)	10	13,000
居 住	1H504	自動火災報知設備工事の施工・保守技術	8/24-25(12H)	10 満席	8,500
	1H502	冷媒配管の施工と空調機器据付け技術	10/7-8(12H)	10	11,000
	1H403	実践建築設計2次元 CAD 技術(Jw_cad 製図支援編)	10/14-15(12H)	10	7,500
	1H414	VR ソリューションを活用した実践建築設計 3 次元 CAD 技術	10/20-21(12H)	10	7,500
	1H506	空調熱負荷と空気線図に基づく温熱環境計画手法	10/21-22(12H)	10	7,000
	1H410	実践建築設計2次元 CAD 技術(AutoCAD 製図支援編)	10/27-28(12H)	10	9,500

会場はすべてポリテクセンター北海道(札幌市西区二十四軒)です。

【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)
生産性向上人材育成支援センター 能力開発セミナー担当 (訓練第二課)

TEL:011-640-8823 FAX:011-640-8830

<ホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html>





「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

<令和8年度 生産性向上支援訓練の募集申込受付中!!> 1名から受講可能

コース名	開催日	定員(人)	実施エリア	実施会場	受講料(税込)	受講申込期限日
ピボットテーブルを活用したデータ分析	9/3 (木)	15	札幌	パソコンスクールパルティス バスセンター前校	2,200 円	7/28 (火)
表計算ソフトのマクロによる定型業務の自動化	9/17(木)、 18(金)	15	札幌	パソコンスクールパルティス バスセンター前校	3,300 円	8/12 (水)
管理者のための問題解決力向上	9/29 (火)	20	札幌	ポリテクセンター北海道	3,300 円	8/19 (水)
業務に役立つ表計算ソフトの関数活用	9/11 (金)	15	苫小牧	苫小牧地域職業訓練センター	2,200 円	8/5 (水)

サブスクリプション型訓練のご案内

令和5年度より開始した、**eラーニング形式**で受講できる生産性向上支援訓練です。

組織力強化のためのマネジメント3コースとITスキルに関する研修動画を、繰り返し受講できます。「研修を企画したいけれど従業員ごとに勤務時間や忙しい時期が異なる」などの理由で、一堂に会しての研修が難しい事業所様にお勧めします。

【生産性向上コース】 業務効率向上のための時間管理 成果を上げる業務改善 職場のリーダーに求められる統率力の向上
【DX対応コース】 ITツールを活用した業務改善 AI(人工知能活用) 効率よく分析するためのデータ集計

DX人材の育成をサポートしています

■こんなお悩みありませんか

- ・デジタル化を進めたいけれど、何をすればいいかわからない。
- ・デジタル化を推進できる人材がいない。
- ・自社で活用できるツールがわからない。

■まずはお問い合わせください

生産性向上人材育成支援センターでは、中小企業・事業主団体等のDX人材の育成を支援しています。

豊富な全67コースの中から、企業課題やニーズに合わせたコースをご提案させていただきます。

- ・訓練日数は概ね1~5日間(4~30時間)で設定可能です。
- ・1人あたり **2,200 円~6,600 円(税込)** で受講が可能です。
- ・自社会議室等での受講が可能です。(企業に講師を派遣します)



【お問い合わせ先】 ポリテク北海道 生産性

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)
生産性向上人材育成支援センター TEL:011-640-8828 FAX:011-640-8958
<機構のホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>



「在職者職業訓練総合相談窓口」のご案内

(北海道労働局・北海道・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者(従業員)のより高い資格の取得や能力のレベルアップを考えている企業の皆様へ、職業訓練の
 情報や担当する窓口をご案内します！

北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の 3 者により、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置し、相談対応や情報提供を行っています。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

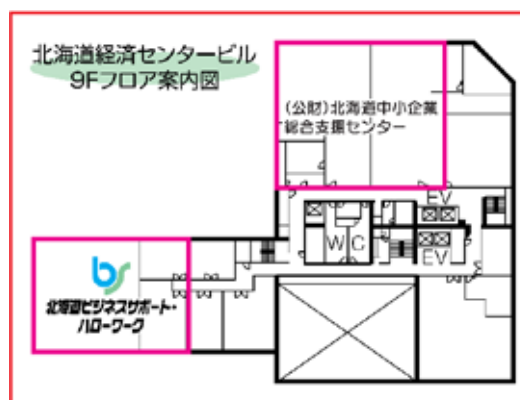
○助成金

キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金(実施機関:北海道労働局)

問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内1

中小企業・工業高校等への実技指導

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、中小企業・工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による実技指導を行います。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導(派遣)の対象

- ・中小企業(中小企業基本法第2条に定める中小企業者)
 - ・業界団体(事業主団体等により設立された認定職業訓練校を含む)
 - ・工業高校等学校(公共職業能力開発施設を除く)
- の主に15歳から35歳未満の若年技能者

2 実技指導の内容

- ・中小企業・業界団体：・技能検定2級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
 - ・工業高校等学校：・技能検定3級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
・技能検定3級の受検資格付与に係る指導
- (派遣指導の内容は、派遣企業等のニーズに応じて柔軟に設定します。)

3 指導回数

- ・工業高校等の学生：原則10回まで
技能検定、ものづくりコンテストなどの競技大会に向けた実技指導
上記以外の実技指導
- ・その他の技能者：原則20回まで

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内2

**公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等
民間施設イベントへのものづくりマイスターの派遣による実技指導**

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設などで行われる技能者を育成するイベントにものづくりマイスターを派遣し実技指導します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導（派遣）の対象

公共施設、民間イベントエリア等において技能者育成を目的として広く参加者を募集して実施する実演・体験指導を行うイベントにコーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

2 派遣指導の依頼者

派遣指導イベントを主催する団体、事業者、任意団体のほか開催する施設の運営者等

3 実技指導の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容（派遣指導の内容は依頼者のニーズに応じて柔軟に設定します。また、指導レベルはものづくりに対する興味が得られるよう柔軟に設定します。）

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内3

地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、地域若者サポートステーション事業の支援対象者を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導(派遣)の対象

地域若者サポートステーション事業の支援対象者

2 派遣指導の依頼者

地域若者サポートステーション事業実施団体

3 「ものづくりの魅力」発信の内容

ニートの若者を対象としたものづくり体験等

(具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味を得られるよう設定)

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内4
小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導（派遣）の対象

小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等

2 派遣指導の依頼者

小中学校、児童センター運営者等

3 「ものづくりの魅力」発信の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味を得られるよう設定）

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

能力開発セミナー（８～１０月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

R8.8月～10月開講

実施主体	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設 (該当:○)		昼夜別 (該当:○)		実施時期	訓練時間		定員
				内	外	昼	夜		日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	ホームページ作成科	ホームページ作成	岩内町		○	○		R8.8.19 ~ R8.8.27	6	12	10
	2級管工学科	2級管工事施工管理技士	札幌市	○		○		R8.9.8 ~ R8.10.16	3	21	20
	オフィスソフト実務基礎科	オフィスソフト実務基礎	札幌市		○	○		R8.10.6 ~ R8.10.27	4	12	10
函館高等技術専門学院 0138-47-1790	OA事務科	ワード・パワーポイント実践	函館市		○	○		R8.10.1 ~ R8.10.2	2	12	15
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	建設経理科	建設業経理士2級	旭川市	○			○	R8.10.19 ~ R8.11.20	10	20	10
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	IT活用科	仕事に活かせるデータ活用術	稚内市		○		○	R8.8.25 ~ R8.10.6	6	12	10
	ドローン基礎科	ドローンの活用	豊富町		○	○		R8.10.1 ~ R8.10.2	2	12	15
	IT活用科	アプリの活用と動画編集	利尻富士町		○	○		R8.10.15 ~ R8.10.16	2	12	10
	ドローン基礎科	ドローンの活用	稚内市		○	○		R8.10.23 ~ R8.11.13	4	15	15
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	エクセル中級科	エクセル応用	遠軽町		○	○		R8.10.20 ~ R8.11.19	6	18	10
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	エクセル応用	室蘭市	○			○	R8.8.31 ~ R8.9.29	15	30	10
	OA事務科	パワーポイント基礎	室蘭市	○			○	R8.10.13 ~ R8.10.28	10	20	10
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7887	電気工学科(第一種)	第一種電気工事士学科講習	苫小牧市	○		○		R8.8.27 ~ R8.9.24	7	49	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	VBAプログラミング科	ExcelVBA基礎	帯広市	○			○	R8.8.25 ~ R8.9.17	8	16	11
	空調技術基礎科	家庭用エアコン据付工事講習	帯広市	○		○		R8.8.25 ~ R8.8.26	2	14	10
	電気工学科	電気工事基礎	帯広市	○			○	R8.8.27 ~ R8.10.1	10	20	15
	電気工学科	電気工事応用	帯広市	○			○	R8.10.20 ~ R8.11.19	10	20	15
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市	○			○	R8.8.19 ~ R8.9.18	10	20	15
	ホームページ作成基礎科	ホームページ作成講座	釧路市		○		○	R8.9.24 ~ R8.10.13	6	12	15
	電気工学科(第一種)	第一種電気工事士学科講習	釧路市	○			○	R8.9.24 ~ R8.9.30	5	35	10
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	ビジネスマナー科(手話通訳対応)	コミュニケーション基礎	札幌市		○		○	R8.10.13 ~ R8.11.24	6	12	10

洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保を支援する補助金について
～ 人材確保支援事業補助金の申請を受付けています～

(北海道)

北海道における洋上風力発電に係るサプライチェーンの構築に向け、道内企業の洋上風力発電関連産業への参入を促すことを目的に、洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な知識・技能・資格等の取得による人材確保や技術力強化を支援します。

区分	概要
対象者	道内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者 但し、道外に本社を置く企業の子会社を除く 道税を滞納していないこと。
補助対象事業	自社の従業員に対して洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な専門的知識や技能、資格を取得させるための事業
補助率	1 / 2 以内
補助上限額	50 万円以内 / 1 名 応募状況や申請内容によって同一補助事業者につき、事業年度内の上限数を設ける場合があります。
補助対象経費	研修受講料・教材費、交通費・宿泊費、研修に必要な機器借上・輸送費、講師謝金 等

募集期間

令和 8 年(2026 年)4 月 1 日(水)～令和 9 年(2027 年)3 月 12 日(金)

募集期間中であっても、予算がなくなり次第、終了となります。

申請方法

事前相談

交付決定まで時間を要する場合があります。

補助金ご利用の際は、余裕を持って事前のご相談・ご連絡をお願いします。

申請書類の提出

北海道 HP から申請書様式等をダウンロードし、下記申請先に提出してください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/252491.html>

書面審査・交付決定

申請書提出から交付決定まで、2 週間程度要します。

補助対象となる経費は、交付決定後に発生した経費に限ります。

申請・問い合わせ先

〒060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課 風力係 (担当:石原、古川)

TEL 011-204-5327

～道では洋上風力発電の導入促進に向けセミナー等を開催予定です
本マンスリーレターや当課ホームページ等を通じて、順次、ご案内します～

2026 年版中小企業白書・小規模企業白書説明会を開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、2026 年版中小企業白書・小規模企業白書説明会をオンラインで開催します。

今回の白書では、稼ぐ力の強化のための、労働生産性向上の重要性が示されています。本説明会では、白書の説明とあわせて、生産性や付加価値の向上につながる補助金や税制などの支援メニューを紹介します。

開催概要

【日時】2026 年 7 月 28 日(火)10:30～12:00

【配信方法】Microsoft Teams

【定員】100 名(先着順、参加無料)

【対象】企業、支援機関、自治体など

【共催】中小企業庁、経済産業省北海道経済産業局

プログラム(予定)

第一部 10:30～11:30

2026 年版中小企業白書・小規模企業白書について

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2026/PDF/2026gaiyou.pdf>

説明者：経済産業省中小企業庁 事業環境部 調査室

第二部 11:30～12:00

労働生産性向上に関連する支援施策について

- 省力化投資補助金について

説明者：経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課

- 中小企業経営強化税制について

説明者：経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

申込方法

以下の申込フォームから申込みください。

<https://forms.office.com/r/8WL5uwY0Ck>

申込締切：2026 年 7 月 24 日(金)17:00

参考 (2026 年度版中小企業白書)

持続的賃上げに向けた原資の確保、労働供給制約社会の到来といった経営環境の転換期において、現状維持は最大のリスクであり、成長や変革に挑戦する経営力によって、稼ぐ力を高め、「強い中小企業」へと成長することが重要。

こうした観点から、労働生産性の向上に有効となる取組や、経営者が持つべき基本的知識である「経営リテラシー」の強化・実践を中心に分析を行った。

<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260424005/20260424005.html>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

電話：011-709-2311(内線 2575)

E-mail：bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

生産性向上超入門セミナーを開催します～ 省力化の第一歩は“業務の見える化”から ～【新規】
(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、中小・小規模事業者の生産性向上を目的としたセミナーを開催します。

本セミナーは、生産性向上支援センターの概要や支援内容の紹介に加え、先行事例の共有やトークセッション等を通じて、生産性向上(特に労働投入量の効率化)に向けた考え方や具体的な取組について理解を深めることができるプログラム構成となっています。

本セミナーを通じて、中小・小規模事業者や支援機関等に生産性向上の重要性を共有し、北海道全体の生産性向上の底上げに寄与することを目指します。

開催概要

【日時】2026年7月28日(火)14:00～16:25(開場 13:30)

【場所】北海道経済センター 貸会議室 A ホール(札幌市中央区北1条西2丁目2-1)

【配信方法】YouTube Live

【対象】中小・小規模事業者、支援機関、金融機関 等

【定員】会場:100名、オンライン:定員なし(いずれも参加無料)

【共催】経済産業省北海道経済産業局、北海道よろず支援拠点

【協力】(独)中小企業基盤整備機構北海道本部、北海道商工会連合会、(公財)北海道中小企業総合支援センター

プログラム

- 生産性向上支援センターの概要について
中小企業庁 経営支援部 生産性向上支援室長
- 基調講演 1: 福岡県の先行事例について
よろず支援拠点全国本部 中小企業アドバイザー 安松 智 氏
- 基調講演 2: 北海道よろず支援拠点生産性向上支援センターの紹介
北海道よろず支援拠点生産性向上支援センター シニアアドバイザー 尾崎 昌稔 氏
- トークセッション: 道内の中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて
<ファシリテーター>
よろず支援拠点全国本部 中小企業アドバイザー 立石 裕明 氏
<パネリスト>
北海道よろず支援拠点生産性向上支援センター 統括サポーター 兜 翔平 氏
よろず支援拠点全国本部 中小企業アドバイザー 安松 智 氏
上川町商工会 経営指導員 三枝 敏九 氏
(株)EFC 代表取締役 志水 陽平 氏

- 情報提供

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課

(開催案内リーフレット)<https://www.hkd.meti.go.jp/hokik/20260630/leaflet.pdf>

申込方法

以下の申込フォームから申込みください。

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=6DkBnJJi0qvMEVxNh0TRMejNDO-XVZJs4sqPqQ41UOEPLSVVBSTcyMzEwNjAzWTBGSjA0TE5CTS4u>

申込締切:2026年7月22日(水)

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課

電話:011-709-2311(内線 2577)

E-mail:bzl-hokkaido-keieishien@meti.go.jp

道内企業の DX 認定取得を支援します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、道内企業における DX 推進体制のベースとなる「DX 認定」の取得に向けたセミナーとワークショップを開催します。

セミナーでは、DX を進めるための考え方に加え、AI 活用や人材戦略の重要性について紹介します。その後開催予定のワークショップでは、経営課題の整理から、DX 戦略やデジタル人材戦略の策定、DX 認定申請に向けた準備まで、専門家および支援機関が連携して伴走支援します。

本取組により、DX 推進による企業の価値向上および地域における DX 推進体制の強化を図り、持続的な DX の実現に繋がります。

DX セミナー概要

Day1 基礎知識編

【日時】2026 年 7 月 23 日(木)14:00～16:00

【配信方法】Microsoft Teams

【対象】DX に関心がある・取り組みたい企業、DX 支援機関(金融機関、商工会議所、公益財団など)

【定員】200 名(先着順、参加無料)

【主催】経済産業省北海道経済産業局

【協力】北海道経済連合会

Day2 実践・活用編

【日時】2026 年 7 月 28 日(火)14:00～16:00

【場所】北海道経済産業局 601 会議室(札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 6 階北側)

【配信方法】Microsoft Teams

【対象】DX に関心がある・取り組みたい企業、DX 支援機関(金融機関、商工会議所、公益財団など)

【定員】会場:80 名、オンライン:200 名(いずれも先着順、参加無料)

【主催】経済産業省北海道経済産業局

【協力】北海道経済連合会

プログラムの詳細は以下リーフレットをご覧ください。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20260702/leaflet.pdf>

申込方法

以下の申込フォームから申込みください。

<https://forms.office.com/r/v5WuHPJv5y>

申込締切:2026 年 7 月 21 日(火)17:00

7 月 22 日時点では、申込受付を終了しております。

< 予告 > DX ワークショップ概要 詳細が決まり次第、当局ウェブサイトにて公表予定です。

【日程】2026 年 9 月～2027 年 3 月 期間内で計 4 回の講座、各回とも 2 時間程度

【場所】札幌市内の会場またはオンライン

【配信方法】Microsoft Teams

【対象】DX に取り組みたい企業で、全 4 回のプログラムを受講可能な企業

【定員】上限 15 社(参加無料)

【主催】経済産業省北海道経済産業局

【協力】北海道経済連合会

参考

https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20260702/about_dx.pdf

https://www.smrj.go.jp/research_case/questionnaire/fbrion0000002pjw-att/202602_DX_report.pdf

2025 年度の実施実績

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20260421/index.htm>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課

電話:011-709-2311(内線 2571)

E-mail:bzl-hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

北海道雇用労働相談センター×ジェンダー・コレクティブ北海道共済セミナー

選ばれる企業になるための両立支援と離職防止策セミナー

～育児・介護離職ゼロを目指す組織づくり～【新規】

(北海道雇用労働相談センター)

北海道雇用労働相談センター(HECC)では、労務や人事などに関するセミナーを毎月無料で開催しています。今回のセミナーは、ジェンダー・コレクティブ北海道との共催セミナーです。テーマは、「選ばれる企業になるための両立支援と離職防止」です。

▶▶▶ このセミナーで得られること

☑ 人手不足時代に選ばれる企業となるための両立支援・離職防止に関する基礎知識を学べる

☑ 出産・育児・介護を取り巻く雇用管理実務及びハラスメントのポイントや判例を学べる

当セミナーでは、出産・育児・介護を起点とした離職を防ぐ社内環境を整備しながら、従業員の両立支援を応援する働きやすい組織をどう作るのかを考えます。北海道大学から駒川智子先生をお招きし、昨今企業に対して求められる「働きやすい組織づくり」の背景とポイントを解説いただき、HECC 社労士と弁護士による雇用管理実務及びハラスメントにおけるポイントや判例をご紹介します。

【セミナー概要】

◆開催日:2026年8月19日(水)14:30～17:30(開場 14:15～)

◆会場:札幌4丁目プレイス13階セミナールーム

◆オンライン参加もOK!(Zoom)

◆参加無料・要申込(定員30名～40名程度・先着順)

◆セミナーテーマ

『選ばれる企業になるための両立支援と離職防止策セミナー～育児・介護離職ゼロを目指す組織づくり～』

◆申込はこちら【申込〆:8月18日(火)12:00まで】

<https://hokkaido-elcc.mhlw.go.jp/seminar/workshop/20260819/>

主催:北海道雇用労働相談センター(HECC)

共催:ジェンダー・コレクティブ北海道

▼北海道雇用労働相談センターとは！？

＼労働・雇用のこと、道内どこからでも専門家に無料で相談を!!／

働き方に関する不安や疑問を専門家に相談できる場所です。

◎弁護士・社労士に無料相談OK

◎オンライン・電話・メールでも対応

◎英語・中国語等の外国語にも対応！

◎相談はすべて無料！

◎労務や人事、社会ニーズに関するセミナーを毎月開催！

「就業規則って必要？」「労務管理って何をすればいいの？」

そんな疑問や不安、ぜひ気軽にご相談ください！

ベンチャー企業や海外からの進出企業の皆様も是非ご活用ください！

■相談受付:平日 9:00～17:00(※当日の相談受付は原則 16:30 まで)

■札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル 6F

■詳細・ご予約はこちら → <https://hokkaido-elcc.mhlw.go.jp/>

「第5回 日本・モンゴルビジネスコネクト 2026」が開催されます【新規】

(独立行政法人国際協力機構 (JICA) ・ 北海道)

モンゴルのビジネス人材の育成と日本との関係強化の拠点である、モンゴル・日本人材開発センターにおいて、企業間の具体的なマッチングを重視し、実質的なビジネス連携、貿易・投資機会の創出、技術交流の促進を目指す「第5回 日本・モンゴルビジネスコネクト 2026」が開催されます。

モンゴル市場で新たなビジネス可能性が広がる絶好の機会ですので、モンゴル市場への参入、パートナー開拓、ビジネスチャンスの創出をお考えの日本企業の皆様は、ぜひご参加ください。

開催概要

【日時】 2026 年 9 月 18 日 (金) 9:00 ~ 18:00

【会場】 モンゴル・日本人材開発センター

(Mongolia-Japan Center Building, P. O. Box 46A-190 Ulaanbaatar, Mongolia)

【主催】 独立行政法人国際協力機構 (JICA)

ウランバートル市ビジネス・イノベーション開発局

【内容】 セミナー 9:00 ~ 12:30

(モンゴルの経済状況、投資環境、貿易実務等)

イベント・交流 14:45 ~ 18:00

(商談 (日本企業 30 社限定) 、ブース訪問、懇親会等)

申込方法

下記ウェブサイトよりお申し込みください。

<https://forms.cloud.microsoft/r/CjbNdKrump>

上記フォームにアクセスできない場合は、下記メールアドレスまでご連絡ください。

businessconnect@japan-center.edu.mn

申込締切 : 2026 年 7 月 31 日 (金) まで (先着 100 社 1 企業から最大 2 名参加可)

問い合わせ先

「日本・モンゴルビジネスコネクト 2026」事務局

E-mail : businessconnect@japan-center.edu.mn

Tel : (+976) 80670879

中小企業向けセミナーを開催します。
～はじめの一步を踏み出そう！利益向上や賃上げを実現する
「北海道の補助金」「生産性向上・業務改善」「社内体制整備」のイロハ～ **【新規】**

(北海道)

北海道では、中小企業の皆様を対象に、生産性向上や賃上げの実現に向けたセミナーを開催します。

本セミナーでは、北海道の補助金制度をはじめ、生産性向上・業務改善・社内体制整備のポイントやBCP（事業継続計画）の基礎についてご紹介します。

■開催日時：会場

- ・札幌会場：令和8年（2026年）8月3日（月）14:30～16:30
（札幌市中央区北3西6-1 赤レンガ庁舎2階 赤レンガホールA）
- ・函館会場：令和8年（2026年）8月4日（火）14:30～16:30
（函館市若松町14-10 函館ツインタワービル9階会議室）
- ・旭川会場：令和8年（2026年）8月6日（木）14:30～16:30
（旭川市二条通9-228-2 旭川道銀ビル4階会議室）
- ・帯広会場：令和8年（2026年）8月10日（月）14:30～16:30
（帯広市西3条南9丁目23番地 帯広経済センタービル4階会議室）

■開催方法

- ・会場参加・WEB参加（Zoom）のハイブリット開催

■参加費無料

■詳細・申込みは下記ホームページをご覧ください。（北海道ホームページ）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/263511.html>

価格交渉促進月間(2026年3月)フォローアップ調査の結果を公表しました【新規】

(北海道経済産業局)

中小企業庁は、毎年3月と9月の「価格交渉促進月間」に合わせ、受注側中小企業30万社に対し、価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況について調査を実施しています。

2026年3月時点の調査の結果は、

1.価格転嫁率は、前回から約1ポイント増の54.2%となりました。

2.コスト要素別の転嫁率は、原材料費55.7%、労務費50.0%、エネルギーコスト48.9%となりました。

3.官公需における価格転嫁率は、前回から約4ポイント減の48.4%となりました。

全体として改善傾向にはありますが、まだ道半ばであり、引き続き粘り強く価格転嫁・取引適正化対策を継続していきます。

調査結果の概要

・価格交渉が行われた割合は、前回から微増し90.7%となりました。

・価格転嫁率は54.2%となりました。コスト要素別の転嫁率は、原材料費55.7%、労務費50.0%、エネルギーコスト48.9%となりました。

・価格交渉が行われたものの、コスト上昇分の全額の価格転嫁には至らなかった企業のうち、発注企業から価格転嫁について、「納得できる説明があった」と回答した企業は約6割でした。

・業種別の実施状況において、新たに警備業、ビルメンテナンス業の結果をランキングに追加しました。

・都道府県別では、上位の都道府県と下位の都道府県で価格転嫁率に20%以上の差が生じています。

・サプライチェーンの段階と価格転嫁の関係については、引き続き、受注企業の取引階層が深くなるにつれて価格転嫁の割合が低くなる傾向がみられますが、1次請けの企業と4次請け以上の企業の転嫁率の差は縮小しました。

・官公需における価格転嫁率は、前回から約4ポイント減の48.4%となりました。特に、都道府県や市区町村の価格転嫁率が国等に比べ低い傾向にあり、規模の小さな機関を含め、取組を進める必要があります。

・取引代金の支払については、支払手段を「現金のみ」とした回答が87.5%まで増加しました。支払手数料についても、「受注側が負担している」と回答した企業の割合が約2割まで減少しました。一方、支払期日が60日を超過している企業の割合が全体の6.6%残存する結果となりました。

詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260626003/20260626003.html>

参考

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 取引適正化推進室

電話:011-709-2311(内線2579)

E-mail:bzl-hokkaido-tenka@meti.go.jp

北海道の最低賃金

(北海道労働局)

「ちゃんとチェック！」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 1,075 7. 10. 4発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	時間額 1,113 7. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,165 7. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 1,116 7. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 1,105 7. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

- ・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
- ・ 北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku>

【最低賃金について】 検索 ➡



「観光地づくり加速化補助金」のご案内 **【更新】**

(北海道)

道内各地の特性や実情に応じた魅力的な観光地づくりの推進を図るため宿泊事業者等が行う設備導入等に係る費用の一部を補助します。

区分	概要			
対象事業者	宿泊事業者(道内で旅館・ホテル営業、簡易宿泊所営業をする者)または道内に拠点を有する観光協会や観光DMO、観光関連事業者。 ただし、観光協会や観光DMO、観光関連事業者は整備計画の提出があること。			
申請受付期間	令和8年(2026年)8月3日(月)～10月30日(金) 予算上限に達した場合は、終了となります。			
補助対象経費 ・ 補助対象例	【補助対象経費】 次の項目に合致する設備導入・備品購入等での需用費、備品購入費、及び工事請負費。 【補助対象例】 (1)省力化による利便性の向上等 自動チェックイン機、予約管理システム等。(設備等の導入により、業務量の削減等負担軽減が見込まれる、またはサービス水準の向上が見込まれること) (2)旅行者の安全・安心 共同トイレ・浴室のバリアフリー化、安全柵の設置等。 (3)観光コンテンツの充実化 電動自転車購入、レンタル用品購入等。(利用者が使うものに限る) (4)その他受入環境整備(多言語対応、オーバーツーリズム対策など) 監視カメラ、多言語翻訳システム機器導入、コワーキングオフィス家具等の購入、Wi-Fiルーター購入等。 テレビ・エアコン等。(宿泊者へのサービスの向上に資するもの。なお、機能向上しない買替は対象外) いずれにおいても、利用者が直接受益するものに限る。(中古品購入は対象外)			
支援内容	補助率	補助対象経費の 2分の1以内	1宿泊施設又は1 整備計画当たりの 補助限度額	200万円

詳細・申請方法

観光地づくり加速化補助金ホームページをご確認ください。

<https://www.destilab.pref.hokkaido.lg.jp/>

お問い合わせ先

観光地づくり加速化補助金事務局コールセンター

電話 : 011-213-1780 (9時30分～17時30分 土日祝日、年末年始除く)

Eメール: hkd_kanko.kasokuka@nta.co.jp

国家戦略特区を活用した規制・制度改革の募集について【新規】

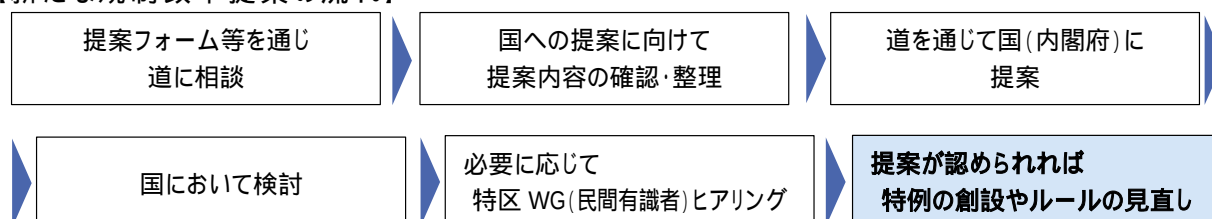
(北海道)

特区制度は、法律などの全国一律の規制が地域の実情や企業の経済活動に合わない場合に、規制改革を行うことで、地域課題の解決や新たなビジネスがしやすい環境を創出するものです。

北海道は2024年に「国家戦略特区」に指定されており、この制度を使って、観光、医療、農林水産、人材など様々な分野で「新たな規制・制度改革の提案」と「既存の特例の活用」をすることができます。

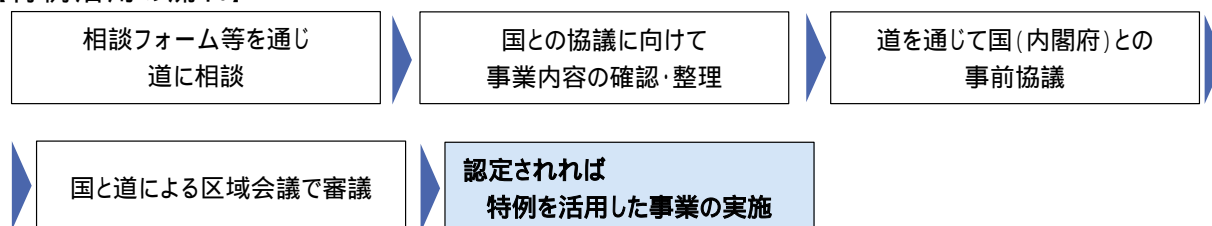
新たな規制改革の提案や特例の活用のご相談は随時募集していますので、道にご相談ください。

【新たな規制改革提案の流れ】



(提案にあたっては、国へ直接行くことも可能です)

【特例活用の流れ】



(相談にあたっては、国へ直接行くことも可能です)

提案・活用相談フォーム(道ホームページ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/csr/nssz.html>



提案・活用相談フォームの内容(事業や規制法令等)を事前に整理していただくとスムーズにご相談いただけます。規制法令その他不明確な事項がある場合はご相談ください。

特区制度及び既存の規制改革メニュー(内閣府ホームページ)

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/index.html>

お問合せ先

北海道総合政策部 地域創生局 地域戦略課 地域創生推進室

T E L: 011-204-5160

E-mail: sogo.chisen@pref.hokkaido.lg.jp